

**「アジア太平洋障害者の十年」
最終年記念フォーラム
キャンペーン報告書**

2003年3月

発行にあたって

「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念事業として、本年度は3つの国際会議（「2002年第6回 DPI 世界会議札幌大会」「第12回 RI アジア太平洋地域会議」「アジア太平洋障害者の十年推進キャンペーン2002」）が開催されましたが、これと平行して、国内の障害者施策推進のため、全国の障害者関係団体の協力による「3つのキャンペーン」事業を実施しました。

本報告書では、キャンペーン事業の一環として昨年度に行われた「障害者計画と欠格条項の実態に関する全国自治体アンケート調査」の概要と結果を振り返るとともに、その結果を受けて本年度に全国の障害者団体の協力の下に実施した「障害者計画に対する障害当事者団体の評価についてのアンケート調査」の概要と結果を紹介し、障害者関係団体等による委員各位の論評を掲載します。

また、キャンペーン事業の全国展開を図るべく各地で開催された「推進キャンペーン会議」のうち、「障害のある人の権利と法制度を考える ～「障害者差別禁止法」への展望～」(8月31日、全社協灘尾ホール)の様子を併せて掲載し、報告とします。

本事業の実施にあたっては、社会福祉・医療事業団 高齢者・障害者福祉基金の助成を受けました。ここに厚く御礼申し上げます。

「アジア太平洋障害者の十年」 最終年記念フォーラム キャンペーン報告書

●報告書 目次

■キャンペーン 全国調査報告

はじめに	松友 了 (キャンペーン委員会委員長).....	5
I 活動の概要	金 政玉 (キャンペーン委員会政策部会)	6
1. キャンペーン委員会政策部会の活動		
2. 調査活動の基本的考え方		
II 自治体障害者計画策定の実態と課題	圓山 里子/朝比奈 ミカ (ワーキングチーム)	9
1. 「都道府県・政令指定都市障害者計画」策定・実施状況に関するアンケート調査結果.....		9
2. 「市町村障害者計画」策定・実施状況に関するアンケート調査結果.....		18
3. 「障害者計画に対する当事者団体の評価についてのアンケート調査」結果.....		38
4. 調査結果をみて		43
○「都道府県及び市区町村障害者計画」策定に関する自治体調査結果から	上田 征三	43
○ 障害者計画と当事者団体の関係	川内 美彦	48
○「市町村障害者計画」の策定状況について	岩崎 晋也	56
○「都道府県・政令指定都市障害者計画」における数値目標について	小澤 温	58
○「障害者計画に対する当事者団体の評価についてのアンケート調査」結果報告について	福島 智	59
○「障害者施策推進フォーラム協議会」の活動報告について	森 祐司 (キャンペーン委員).....	61
III 欠格条項	瀬山 紀子 (ワーキングチーム).....	62
1. 欠格条項調査の概要		62
2. 都道府県・指定都市調査 集計結果		63
3. 市町村調査 集計結果		66
4. 調査結果をみて	大石 剛一郎	70

IV 調査のまとめ 金 政玉 (ワーキングチーム).....	73
1. 調査結果からみえてきた課題	73
2. 所感	
○調査結果をみて思うこと 加藤 真規子 (キャンペーン委員).....	79
○アンケート調査結果について 堀内 生太郎 (キャンペーン委員).....	80
3. 今回の調査結果と今後の課題について 北野 誠一 (評価委員会委員長).....	83
V 資料編	86
◆調査票	
1. 【都道府県・政令指定都市向け】.....	86
障害者計画の策定・実施状況と欠格条項の実態に関する調査票	
2. 【市区町村向け】	102
障害者計画の策定・実施状況と欠格条項の実態に関する調査票	
3. 障害者計画における当事者団体の調査票	122
■推進キャンペーン会議報告	
1. 開催概要	129
2. 会議報告	131
■委員一覧	
「最終年記念フォーラム」実行委員会キャンペーン委員会 委員一覧.....	199
評価委員会 委員一覧	

「自治体調査」報告書の発行にあたって

「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム実行委員会
キャンペーン委員会委員長 松 友 了

国連・アジア太平洋経済社会委員会（UN・ESCAP）が決議した「アジア太平洋障害者の十年」の終年（2002年）を迎えるにあたって、それを進めてきた民間団体のネットワーク（RNN）は、地区大会ともいえる『推進キャンペーン会議』を日本で開くことになりました。

この会議は、初年度（1993年）に沖縄で開かれて以来、各国を回る形で毎年開催されてきました。最終年に、再度の日本開催です。また、その会議に合わせるように、『第12回 RI アジア太平洋地区会議』の開催も決定しました。そしてすでに開催が決まっていたのが『第6回 DPI 世界会議』でありました。ここに、関係する国際団体の会議が、同じ年に日本で開催されることになったのです。

そのため、障害分野の関係者・機関・団体が集い、これらの会議を総称して「アジア太平洋障害者の十年」最終年フォーラムと呼び、総力を挙げて推進することになりました。そして、単なる3つの会議の開催というのではなく、そのことを通じてわが国の障害者を取り巻く状況の変革を志向することが確認されました。

その核になったのが「3つのキャンペーン」事業であり、①「市町村障害者計画」策定推進、②「欠格条項」総点検、③「情報バリアフリーとIT環境の整備」推進の各キャンペーンで構成されました。そのため、「キャンペーン委員会」が組織され、①と②を『政策部会』が、③は『情報部会』が担うことになりました。そして『政策部会』は、イ）評価活動の実施、ロ）ブロック大会の開催、ハ）都道府県推進体制の確立を3本柱として活動することになったのです。この報告書は、評価活動の成果を提示したものであります。

評価活動は金政玉氏（DPI 日本会議）を担当とする「評価委員会」にすべてを委任する形で進められました。金氏は素晴らしい人材を評価委員会に集め、ワーキングチームの若いスタッフの支えにより、世界会議の準備を控えた多忙な中で、緻密に事業を進めていただきました。その意味で、この業績はひとえに金氏によるものであることを確認する必要があります。また、DPI 日本会議は組織を挙げてこの事業に取り組んでくださいました。そのため、この事業は DPI 日本会議の業績そのものであったともいえます。世界会議の成功をお祝いするとともに、この事業へのご支援を正當に評価し、深く感謝いたします。

また、ご多忙中の中をご参集いただき、強行スケジュールの中で作業を進めていただいた、評価委員やワーキングチームの皆さんにも心から御礼申し上げます。

また、評価作業は障害者団体サイドからも取り組みました。都道府県での「十年」の推進体制の確立と平行して、この事業にご協力・ご参画くださいました、障害者社会参加推進センター及び日本身体障害者団体連合会にご加盟の都道府県組織にも、厚く御礼申し上げます。そして何より、調査にご協力くださいました都道府県・市町村の担当課の皆さんに、衷心より感謝の意を表します。本当にありがとうございました。

御存じのとおり、「アジア太平洋障害者の十年」は延長され、「第2次の十年」としてスタートしております。今回の事業の成果が、新たな「十年」の取り組みに反映し、確実な変革と前進をわが国のすべての地に生み出されることを期待しております。新しい時代は、「自立」と「人権」そして「地域（地方）」が重視される時代です。そしてそれは、当事者が主体となって進められるものと思います。この評価委員会を中心に作成された調査報告書の成果は、幕開けの号砲であるといえるでしょう。

I 活動の概要

キャンペーン委員会政策部会 きむ 金 じょん 政 おく 玉

1. キャンペーン委員会政策部会の活動

「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラムの目的は、①国内における「アジア太平洋障害者の十年」の成果を評価し、課題を明らかにするとともにその推進をはかる、②アジア太平洋地域諸国の現状と課題を明らかにし、ポスト十年への対応策を探る、③第6回 DPI 世界会議の成功を期し関係者の連携と協働を推進する、④RI アジア太平洋地域会議の成功を期し総合リハビリテーション分野における障害当事者と専門家の連携を深めることが掲げられた。

特に目的の①との関係では、3つの国内キャンペーンを設定し、(1)「市町村障害者計画」策定推進キャンペーン、(2)「欠格条項」総点検キャンペーン、(3)「情報バリアフリーとIT環境の整備」推進キャンペーンの取り組みが決定された。

キャンペーン委員会政策部会では、(1)と(2)の課題を担当して2001年5月頃から企画内容の検討を行い、調査活動の推進のためにキャンペーン委員会政策部会に障害をもつ当事者の研究者・弁護士を含む13名の評価委員会（委員長 北野誠一氏〔桃山学院大学教授〕）とその下で立案を担当するワーキングチームを設置した。

また、本調査では、キャンペーン活動の柱組みとして、もう一つの重要な柱を立てた。

それは、第1に、都道府県障害者社会参加推進センターの関係団体や日常のネットワークを通じて連絡のとれる当事者団体等に自治体調査の集計結果の情報提供をする。第2に、当事者団体等の立場から、当該自治体の障害者計画の策定過程に、とりわけ当事者の参加・参画がどのように実現されているかという点に焦点をあててモニタリング（評価）を行い、当該自治体との協議と合意づくりを通じてよりよい障害者計画の策定をめざすというものである。

このような自治体調査と関係当事者団体等によるモニタリングの二つの柱を軸に、国内における「十年」の成果の評価と課題を明らかにしていく中で、障害をもつ人への差別を禁止し権利を明記する法律制定への機運を盛り上げていくことが重要になっている。

2. 調査活動の基本的考え方

(1) これまでの自治体調査の課題

障害者計画は、障害者基本法（1993年）により、都道府県及び市町村が策定するよう努めなければならない（同法第7条の2第2項及び第3項）とされている。その策定状況について、国（内閣府障害者施策担当）が2002年3月末に取りまとめた市区町村の結果の概況は、市区町村3,234（指定都市を除く）のうち、障害者計画「策定済」は2,706団体で、策定率は83.7%であった。

障害者計画に関する先行調査として、「新・障害者の十年推進会議」が実施した障害者計画策定に関わる「市区町村長アンケート調査」がある（1995年12月）。この調査は、回答率62.8%（2043市区町村）で、策定済と策定中11.3%。「第二次市区町村長アンケート調査」（98年）では、回答率66.2%（2155市区町

村)で、策定済と策定中53.4% (当時の総理府調査では同時期53.8%) という結果で、市区町村での障害者計画策定が進んでいないことが明らかになった。

課題としては、次のことが指摘された。

- ・関係障害者団体の動きの低迷 (参画、周知の必要性)
- ・当事者団体の政策決定への参画に関する課題 (運動の再結集の必要性)
- ・障害者保健福祉施策見直しにおける「障害者計画」の位置づけの明確化の必要性
- ・自治体間の格差に係る問題点 (広域でのプラン作成の際に、例えば A 町では施策にないものが広域計画では盛り込まれている場合等)
- ・計画の具体性、数値目標を含む計画の少なさ (予算問題)
- ・実態との乖離、実効性への疑問 (特に地域自立生活支援に向けた条件整備等)
- ・精神障害者、知的障害者、難病への対策の遅れ
- ・障害者計画の見直し規定の明確化

(2) 本調査の目的

本調査では、障害者計画の策定状況や、これまでの自治体調査の経過を踏まえ、都道府県・政令指定都市、市区町村の現状の「障害者計画」の策定状況及び実施状況、さらに、欠格条項の実態について調査を実施した。

本調査の目的は、障害者計画について、その策定状況の把握のみならず、次のような視点から把握することである。すなわち、1993年に国連総会で採択された「障害者の機会均等化に関する基準規則」(以下、「基準規則」と略)、「アジア太平洋障害者の十年12課題107の目標」(以下、「アジア太平洋107の目標」と略)に示されている障害者の社会への「参加・統合・人権」という精神からみて、中でも特に「参加」に焦点をあてて、障害者計画の現状と課題を明らかにすることである。欠格条項に関する調査もこのような目的から位置づけることができるだろう。

また、本調査では、次のような問題認識が背景にある。

- ①障害者への差別と偏見を解消し、全国各地で障害者の自立生活を可能にするために、全国の「障害者計画」がどこまで、どのように機能しているのかを点検、評価する。
- ②市区町村レベルで、現在、計画自体を策定していない行政に対しては、計画策定への問題意識を喚起する。
- ③障害者自身が、政策決定の場へ関わる道筋をつけること。その評価指針として国際的基準を提示し、それらの周知を行うこと。

各自治体の障害者計画が、平等の視点 (社会的障壁の除去、アクセシビリティ、バリアフリー、障害者の社会参加等) に照らし合わせてどのような実態になるのかを明らかにすることは、障害者の権利法制定に向けた重要な礎石としての意味をもつことになる。

(3) 実施した調査

以上の目的及び問題認識に基づき、具体的には次のような調査を実施した。

- ①障害者計画の策定・実施状況と欠格条項の実態に関する調査

調査 A. 都道府県・政令指定都市向け

郵送調査、回収率：94.9% (56/59)

調査 B. 市区町村向け

郵送調査、回収率：48.0% (1,552/3,235)

②障害者計画に対する当事者団体の評価についてのアンケート調査

郵送調査、回収率：49.2%（959／1,949）

なお、欠格条項については、①の調査票に含め、障害者計画の調査と同時に実施した。

本調査活動の特色は、上記のように、障害者計画を、「策定した自治体」と「当事者団体」という、立場の異なる両者から把握している点にある。

このような調査を実施したが、本報告書では調査の内容に即して、IIで①の自治体調査部分及び②の結果を、IIIで欠格条項の結果について報告する。そして、これらの結果を踏まえ、IVにおいて調査のまとめを行う。

(4) 本調査活動の意義

この「十年」の障害者分野の状況の変化に対応して、今後、新障害者プラン（03年4月）が実施され、都道府県・政令指定都市、市区町村レベルで障害者計画の見直し作業が2～3年の間に進むことになる。こうした観点から、本「最終年フォーラム」実行委員会に関係している全国組織のネットワークをもつ障害者団体、家族団体をはじめとする障害関係団体が都道府県・政令指定都市、市区町村レベルで行われるこれからの障害者計画の見直しに対して、積極的に意見や要望を出していく取り組みのための基礎的データとして本報告書が活用されることを心から願っている。

II 自治体障害者計画策定の実態と課題

ワーキングチーム 丸山さとこ・朝比奈ミカ

1. 「都道府県・政令指定都市障害者計画」策定・実施状況に関するアンケート調査結果

(1) 調査の目的

都道府県・政令指定都市、市区町村の現状の「障害者計画」策定状況が、1993年に国連総会で採択された「障害者の機会均等化に関する基準規則」（以下、「基準規則」と略）、「アジア太平洋障害者の十年12課題107の目標」（以下、「アジア太平洋107の目標」と略）の「社会への参加・統合・人権」という精神からみて、中でも「参加」に焦点をあてて、現状を把握すること。

現状の障害者計画が、平等の視点（社会的障壁の除去、アクセシビリティ、バリアフリー、障害者の社会参加等）に照らし合わせてどのような実態になるのかを明らかにすることは、障害者の権利法制定に向けた重要な礎石としての意味をもつことになると考えられる。

(2) 調査の方法

①実施期間：2001年12月～2002年5月

②実施方法：郵送調査

③回収率：94.9% (56/59)

④調査項目

- a. 回答自治体の概要（人口など）
- b. 障害者計画の策定状況
- c. 数値目標の設定状況
- d. 計画策定における当事者参加の状況
- e. 障害者計画における各施策の状況及び実施状況

他に、市町村の条例・規則等についての欠格条項についての設問（Ⅲを参照）。

特に、d. 計画策定における当事者参加の状況、及び、e. 障害者計画における各施策の状況及び実施状況に関しては、調査目的である「基準規則」と「アジア太平洋107の目標」の精神である「社会への参加・統合・人権」というキーワードから障害者計画を検討できるよう、設問を工夫した。

例えば、「d. 計画策定における当事者参加の状況」については、計画に先だって調査を実施した場合には調査票作成前に障害者への意見聴取の機会を設けたか否か、障害者計画策定委員会への当事者委員の選定方法、委員以外の当事者の障害者計画への参加について、計画実施やモニタリングへの当事者の参加について、といった設問がある。

また、「e. 障害者計画における各施策の状況」及び実施状況については、障害者計画の中心となる福祉領域のみならず、「基準規則」で提示されている領域を参考にし、策定された計画が「社会への参加・統合・人権」に寄与するものであるかどうかを把握できるように努めた。

(3) 結果

①計画の策定状況

a. 障害者計画の策定状況について

[表Ⅱ－1：障害者計画の策定状況 参照]

回答のあった56の都道府県・指定都市については、障害者計画はすべて策定済みとなっている。

表Ⅱ－1：障害者計画の策定状況

	策定済	策定中	検討中	予定なし	合計
回答数	56	0	0	0	56
％	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

b. 策定時の参考資料について

[表Ⅱ－2：策定時の参考資料（複数回答）参照]

策定時の参考資料としては、「新長期計画・障害者プラン」が52（92.2%）と最も多く、次いで「厚生省関係障害者プランの推進方策」が37（66.1%）、「他の都道府県・市町村の計画」27（48.2%）、総理府「市町村障害者計画策定指針」25（44.6%）となっている。一方で、「アジア太平洋障害者の十年107の目標」は10団体、「障害者の機会均等化に関する基準規則」は、6団体と低い数値に留まっている。

表Ⅱ－2 策定時の参考資料

	総理府「市町村障害者計画策定指針」	厚生省関係障害者プランの推進方策について	新長期計画・障害者プラン	都道府県の計画	他の都道府県・市町村の計画	障害者の機会均等化に関する基準規則	アジア太平洋障害者の十年107の目標	WHO国際障害分類	その他	回答なし	回答数計
回答数	25	37	52	2	27	6	10	4	2	10	56
％	44.6%	66.1%	92.9%	3.6%	48.2%	10.7%	17.9%	7.1%	3.6%	1.8%	100.0%

c. 障害者計画見直し状況について

[表Ⅱ－3 障害者計画見直し状況 参照]

見直し状況については、すでに見直し済みとしたのは、15団体（26.8%）に留まり、今後見直す予定であった都道府県・指定都市が24団体（42.8%）となっている。一方で、今後見直す予定はないと回答した都道府県・指定都市が7団体（12.5%）、検討中が9団体（16.1%）に上った。

表Ⅱ－3 障害者計画見直し状況

	見直し済み	見直し予定	検討中	予定なし	回答なし	合計
回答数	15	24	9	7	1	56
％	26.8%	42.8%	16.1%	12.5%	1.8%	100.0%

d. 障害種別施策状況について

[表Ⅱ－４ 障害種別施策状況 参照]

障害種別の計画策定状況については、身体障害・知的障害・精神障害については、ほぼ全ての都道府県・指定都市でそれらを含んだ計画になっているとの回答があったが、難病については、含まないとした回答が8団体（14.3%）に上った。

表Ⅱ－４ 障害種別施策状況

	身体障害	知的障害	精神障害	難病等
含んでいる	56 100.0%	55 98.2%	55 98.2%	47 83.9%
含んでいない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 14.3%
回答なし	0 0.0%	1 1.8%	1 1.8%	1 1.8%
合計	56 100.0%	56 100.0%	56 100.0%	56 100.0%

e. 障害者計画の策定年次について

[表Ⅱ－５ 計画策定年次 参照]

障害者計画が策定された年は、H8年以前が37団体（66.0%）と最も多く、次いで、H12年が7団体（12.5%）、H9年が6団体（10.7%）となっている。

表Ⅱ－５ 計画策定年次

	～H7年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	合計
回答数	37	1	6	1	2	7	2	56
%	66.0%	1.8%	10.7%	1.8%	3.6%	12.5%	3.6%	100.0%

②施策別の数値目標

[表Ⅱ－６ 施策別の数値目標の設定状況 参照]

[母数49]

施策別の数値目標の設定状況については、「小規模作業所に対する助成」が、22自治体（44.9%）と低い数値に留まり、次いで、「精神障害者社会適応訓練事業」27（55.1%）、「精神障害者福祉工場」28（57.1%）、「精神科デイ・ケア施設の整備」「身体障害者福祉ホーム」29（59.2%）が低い数値となっている。最も数値目標の設定率が高い施策は、「身体障害者療護施設」44自治体（89.8%）だった。

また、数値目標の設定方法については、「一般住民も含めたサービスの利用意向調査」は、すべての項目にわたって「実施していない」との回答で、「住民や障害者団体からの要望に基づいて設定した」とする回答も1桁台に留まっている。一方で、「従来の施策の延長線上」とする回答は、14%～30%、また「実際のサービス利用対象者への生活実態調査」は、12%～32%となっている。

表Ⅱ－６ 施策別の数値目標の設定状況

	数値目標			設 定 方 法						回答者数
	有	無	回答なし	従来の施策の延長線上で設定した	一般住民も含めたサービスの利用意向調査に基づいて算出した	実際のサービスの利用対象となる人への生活状況の実態調査に基づいて算出した	住民や障害者団体からの要望に基づいて設定した	その他	回答なし	
知的障害者地域生活援助事業	42 85.7	3 6.1	4 8.2	13 26.5	0 0.0	11 22.4	4 8.2	9 18.4	12 24.5	49 100.0
精神障害者地域生活援助事業	42 85.7	4 8.2	3 6.1	14 28.6	0 0.0	10 20.4	4 8.2	8 16.3	13 26.5	49 100.0
身体障害者福祉ホーム	29 59.2	14 28.6	6 12.2	8 16.3	0 0.0	9 18.4	2 4.1	7 14.3	23 46.9	49 100.0
精神障害者福祉ホーム	39 79.6	6 12.2	4 8.2	10 20.4	0 0.0	10 20.4	3 6.1	11 22.4	15 30.6	49 100.0
身体障害者通所授産施設	40 81.6	5 10.2	4 8.2	13 26.5	0 0.0	14 28.6	2 4.1	8 16.3	12 24.5	49 100.0
知的障害者授産施設（通所）	43 87.8	1 2.0	5 10.2	11 22.4	0 0.0	14 28.6	3 6.1	7 14.3	14 28.6	49 100.0
精神障害者（入所・通所）授産施設	41 83.7	2 4.1	6 12.2	13 26.5	0 0.0	12 24.5	3 6.1	9 18.4	12 24.5	49 100.0
精神障害者福祉工場	28 57.1	14 28.6	7 14.3	7 14.3	0 0.0	10 20.4	3 6.1	6 12.2	23 46.9	49 100.0
小規模作業所に対する助成	22 44.9	21 42.9	6 12.2	8 16.3	0 0.0	6 12.2	4 8.2	6 12.2	23 46.9	49 100.0
障害児通園（デイサービス）事業	30 61.2	14 28.6	5 10.2	10 20.4	0 0.0	6 12.2	3 6.1	8 16.3	22 44.9	49 100.0
重症心身障害児（者）通園事業	34 69.4	12 24.5	3 6.1	12 24.5	0 0.0	6 12.2	3 6.1	8 16.3	20 40.8	49 100.0
市町村障害者生活支援事業	40 81.6	6 12.2	3 6.1	14 28.6	0 0.0	6 12.2	3 6.1	12 24.5	14 28.6	49 100.0
障害児（者）地域療育等支援事業	36 73.5	10 20.4	3 6.1	13 26.5	0 0.0	6 12.2	3 6.1	9 18.4	18 36.7	49 100.0
精神障害者地域生活支援センター	41 83.7	5 10.2	3 6.1	15 30.6	0 0.0	7 14.3	3 6.1	10 20.4	14 28.6	49 100.0
精神障害者社会適応訓練事業	27 55.1	19 38.3	3 6.1	11 22.4	0 0.0	7 14.3	1 2.0	6 12.2	23 46.9	49 100.0
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	43 87.7	3 6.1	3 6.1	16 32.7	0 0.0	9 18.4	3 6.1	9 18.4	12 24.5	49 100.0
精神科デイ・ケア施設の整備	29 59.2	17 34.7	3 6.1	10 20.4	0 0.0	8 16.3	2 4.1	7 14.3	22 44.9	49 100.0
訪問介護（ホームヘルパー）	36 73.5	10 20.4	3 6.1	11 22.4	0 0.0	16 32.7	1 2.0	6 12.2	15 30.6	49 100.0
短期入所（ショートステイ）	40 81.6	5 10.2	4 8.2	11 22.4	0 0.0	16 32.7	3 6.1	8 16.3	11 22.4	49 100.0
身体障害者日帰り介護	43 87.7	3 6.1	3 6.1	10 20.4	0 0.0	14 28.6	3 6.1	11 22.4	11 22.4	49 100.0
在宅知的障害者日帰り介護	37 75.5	5 10.2	7 14.3	8 16.3	0 0.0	12 24.5	2 4.1	8 16.3	19 38.8	49 100.0
身体障害者療護施設	44 89.8	1 2.0	4 8.2	14 28.6	0 0.0	12 24.5	4 8.2	9 18.4	10 20.4	49 100.0
知的障害者更生施設	42 85.7	3 6.1	4 8.2	14 28.6	0 0.0	12 24.5	3 6.1	10 20.4	10 20.4	49 100.0

（上段：実数，下段：％）

③当事者参加の状況

a. 計画策定のための基礎資料収集の手法について

[表Ⅱ-7 計画策定のための基礎資料収集の手法（複数回答） 参照]

計画策定のための基礎資料については、既存資料の収集がもっとも多く46団体（82.1%）、次いで調査の実施が41団体（73.2%）、ボランティアの協力は、1団体のみ、民間団体の調査を活用したとする団体は4団体と非常に低い数値だった。

表Ⅱ-7 計画策定のための基礎資料収集の手法（複数回答）

既存資料の収集	調査の実施	ボランティアの協力	民間団体の調査活用	回答なし	回答数計
46 82.1%	41 73.2%	1 1.8%	4 7.1%	1 1.8%	56 100.0%

b. 実施した調査の内容について

[表Ⅱ-7-1 実施した調査の内容 参照]

調査を実施した場合、そのほとんどは「利用者の生活実態調査」となっている（95.1%）。

表Ⅱ-7-1 実施した調査の内容（複数回答）

	一般住民も含めたサービスの利用意向調査	利用対象者の生活実態調査	生活環境整備状況実態調査	その他	合計
回答数	4	39	1	7	41
%	9.8%	95.1%	2.4%	17.5%	100.0%

c. 調査票作成前の障害者への意見聴取の機会について

[表Ⅱ-7-2 調査票作成前の障害者への意見聴取の機会 参照]

障害者計画策定の基礎資料としての調査を実施するに当たって、調査票策定前に、障害者への意見聴取の機会の有無を聞いたところ、設けたとしたのは19団体（33.9%）に留まり、設けていないとしたのが21団体（37.5%）となっている。但し、調査そのものを実施していない団体が14団体に上っている。

表Ⅱ-7-2 調査票作成前の障害者への意見聴取の機会

設けた	設けなかった	調査はしなかった	回答なし	合計
19 33.9%	21 37.5%	14 25.0%	2 3.6%	56 100.0%

d. 当事者委員の選出方法について

[表Ⅱ－8 当事者委員の内訳と選出方法 参照]

障害者計画の策定を審議した委員会の当事者委員の選出方法をみていくと、当事者団体・家族団体・支援者団体とも、公募による選出はなく、慣例による代表者の選出が最も多く、次いで団体からの推薦による選出となっている。内訳では、当事者団体が45団体（80.4%）、家族会が44団体（78.6%）となっていて、支援者団体は29団体（51.8%）となっている。

表Ⅱ－8 当事者委員の内訳と選出方法

		有	無	団体からの推薦	代表者(慣例)	公募	その他	回答なし	合計
当事者団体	回答数 %	45 80.4%	11 19.6%	21 37.5%	21 37.5%	0 0.0%	3 5.4%	11 19.6%	56 100.0%
家族会	回答数 %	44 78.6%	12 21.4%	19 33.9%	22 39.3%	0 0.0%	3 5.4%	12 21.4%	56 100.0%
支援者団体	回答数 %	29 51.8%	27 48.2%	12 21.4%	13 23.2%	0 0.0%	4 7.1%	27 48.3%	56 100.0%
その他	回答数 %	14 25.0%	42 75.0%	7 12.5%	5 8.9%	0 0.0%	3 5.4%	41 73.2%	56 100.0%

e. 当事者委員の障害種別について

[表Ⅱ－9 当事者委員の障害種別（委員に以下の障害の人が含まれている自治体数）参照]

当事者委員の障害種別を見ていくと、肢体不自由が40（71.4%）と最も多く選出されており、次いで視覚障害が28（50.0%）、聴覚・平衡機能障害が24（42.9%）となっている。内部障害、知的障害、盲ろう障害、精神障害、音声・言語・そしゃく・機能障害は、共に1桁台に留まっている。

表Ⅱ－9－1 当事者委員の障害種別（委員に以下の障害の人が含まれている自治体数）

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく・機能障害	肢体不自由	内部障害	盲ろう障害	知的障害	精神障害	不明	その他障害
回答数	28	24	3	40	7	4	5	3	1	5
%	50.0%	42.9%	5.4%	71.4%	12.5%	7.1%	8.9%	5.4%	1.8%	8.9%

f. 当事者委員以外の当事者の参加について

[表Ⅱ－9－2 委員以外の当事者の参加（複数回答）参照]

計画策定に委員として関わる以外の方法での当事者の参加については、「障害者団体の要望書を参考とした」自治体が32（57.1%）、「懇談会を開催した」自治体が15（26.8%）、「広く意見を募集した」とする自治体が14（25.0%）、「ヒアリングを実施した」自治体が12（21.4%）、となっている一方、特に機会を設けなかったとする自治体も9団体（16.1%）に上っている。

表Ⅱ－9－2 委員以外の当事者の参加（複数回答）

	計画策定委員会 の下位部会（障 害者部会等）や 作業部会で幅広 く障害者の参加 を募った	懇談会を 開催した	公聴会を 開催した	広く意見 募集をし た	ヒアリン グを実施 した	障害者団体 の要望等を 参考にした	その他	とくに機会 を設けなか った（設け る予定はな い）	回答なし	回答者数
回答数	2	15	6	14	12	32	8	9	1	56
%	3.6%	26.8%	10.7%	25.0%	21.4%	57.1%	14.3%	16.1%	1.8%	100.0%

g. 計画実施やモニタリングへの当事者の参加について

[表Ⅱ－9－3 計画実施やモニタリングへの当事者の参加（複数回答）参照]

計画実施やモニタリングへの当事者の参加については、「各種審議会に委員として参加」が40（71.4%）、と最も多く、次いで「常に連絡調整」20（35.7%）、「団体との定期的な話し合いの場」14（25.0%）、「個人や団体にヒアリングの実施」12（21.4%）の順となっている。

表Ⅱ－9－3 計画実施やモニタリングへの当事者の参加（複数回答）

	各種審議会に委 員として参加	団体と定期的な 話し合いの場	個人や団体にヒ アリングの実施	常に 連絡調整	その他	回答数計
回答数	40	14	12	20	3	56
%	71.4%	25.0%	21.4%	35.7%	5.4%	100.0%

④施策の領域ごとの策定状況

1. 計画に盛り込まれており、施策として実施している
2. 計画に盛り込まれているが、施策としてまだ実施されていない
3. 計画に盛り込まれていないが、施策として実施されている
4. 計画に盛り込まれていないし、施策としても実施していない
5. 計画に盛り込まれており実施されていたが、現在は施策が廃止となった

a. 情報とコミュニケーション

[表Ⅱ－10－1 障害者計画における情報とコミュニケーション施策策定状況 参照]

「日常生活支援に必要なコミュニケーション手段の援助」としては、計画に盛り込まれており、施策として実施しているとする自治体が「手話通訳者派遣事業」が45(80.3%)と最も多く、次いで「視覚障害者情報点訳等サービス事業」が、38（67.8%）となっている。一方で、「知的障害者向けの情報サービス」は、計画に盛り込まれておらず、施策としても実施していない自治体が44（78.5%）と高い数値になっており、次いで「盲ろう者通訳派遣事業」が、27（48.2%）と高い数値になっている。

また、「行政資料の情報提供の際のコミュニケーションへの配慮」については、「点訳」（41自治体、73.2%）及び「テープ」（39自治体、69.6%）による情報提供が比較的多くの自治体で実施されている他は、「拡大印刷」「盲ろう者通訳」「知的障害者向けの情報提供サービス」は、共に計画にも盛り込まれておらず、施策としても実施していない自治体の割合が非常に高くなっている。

表Ⅱ-10-1 障害者計画における情報とコミュニケーション施策策定状況

	1 計画 ○ 実施 ○	2 ○ 未	3 × ○	4 × ×	5 ○ 廃	回答 なし	合 計	
情報 と コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	日常生活支援に必要なコミュニケーション手段の援助	38	0	7	9	0	2	56
	a) 視覚障害者情報点訳等サービス事業	67.8%	0.0%	12.5%	16.1%	0.0%	3.6%	100.0%
	b) 手話通訳者派遣事業	45 80.3%	2 3.6%	6 10.7%	2 3.6%	0 0.0%	1 1.8%	56 100.0%
	c) 要約筆記者派遣事業	46 82.1%	1 1.8%	6 10.8%	2 3.6%	0 0.0%	1 1.8%	56 100.0%
	d) 盲ろう者通訳派遣事業	13 23.2%	6 10.7%	9 16.1%	27 48.2%	0 0.0%	1 1.8%	56 100.0%
	e) 知的障害者向けの 情報提供サービス	3 5.4%	5 8.9%	3 5.4%	44 78.5%	0 0.0%	1 1.8%	56 100.0%
	f) その他	4 7.1%	0 0.0%	1 1.8%	2 3.6%	0 0.0%	49 87.5%	56 100.0%
	行政資料の情報提供の際の コミュニケーションへの配慮	41	0	10	4	0	1	56
	a) 点訳	73.2%	0.0%	17.9%	7.1%	0.0%	1.8%	100.0%
	b) テープ	39 69.6%	1 1.8%	10 17.9%	5 8.9%	0 0.0%	1 1.8%	56 100.0%
	c) 拡大印刷	4 7.1%	2 3.6%	6 10.7%	43 76.8%	0 0.0%	1 1.8%	56 100.0%
	d) 盲ろう者通訳	8 14.3%	3 5.4%	6 10.7%	37 66.0%	0 0.0%	2 3.6%	56 100.0%
	e) 知的障害者向けの 情報提供サービス (わかりやすく解説された資料提供、 やさしくかみくだく読み手の派遣等)	2 3.6%	5 8.9%	3 5.4%	44 78.5%	0 0.0%	2 3.6%	56 100.0%
f) その他	2 3.6%	0 0.0%	1 1.8%	3 5.4%	0 0.0%	50 89.2%	56 100.0%	

b. 法外の事業に対する財政支援について

[表Ⅱ-15-4 障害者計画における法外の事業に対する財政支援施策策定状況 参照]

「障害者計画における法外の事業に対する財政支援施策策定状況」については、「小規模作業所への助成」が48自治体（85.7%）となっている他は、「相談事業」は20自治体（35.7%）、「自立生活プログラムなど、障害者生活支援プログラム実施団体への助成」が11自治体（19.6%）、「介助サービス派遣団体への助成」8自治体（14.3%）と低い数値に留まっている。

表Ⅱ-15-4 障害者計画における法外の事業に対する財政支援施策策定状況

		1 計画 ○ 実施 ○	2 ○ 未	3 × ○	4 × ×	5 ○ 廃	回答 なし	合 計
財 政 支 援	法外の事業に対する財政的援助 a) 小規模作業所への助成	48 85.7%	0 0.0%	7 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.8%	56 100.0%
	b) 相談事業への助成	20 35.7%	0 0.0%	11 19.6%	21 37.6%	0 0.0%	4 7.1%	56 100.0%
	c) 介助サービス派遣団体への助成	8 14.3%	0 0.0%	4 7.1%	41 73.2%	0 0.0%	3 5.4%	56 100.0%
	d) 自立生活プログラムなど、障害者生活支援プログラム実施団体への助成	11 19.6%	1 1.8%	4 7.1%	37 66.1%	0 0.0%	3 5.4%	56 100.0%

c. 就労について

[表Ⅱ-15-6 障害者計画における就労施策策定状況 参照]

就労に関する施策の策定状況については、項目全体を通して、「計画にも盛り込まれておらず、施策としても実施していない」とする自治体が、他の施策（領域）に比べて、多くなっている（44.6%～87.5%）。計画にも盛り込まれており、実施もしているとされた項目は、「障害者雇用支援センターの活用」、「福祉的就労から雇用への移行を推進するために授産施設等に対する雇用関係の情報提供や支援」を行っているとした自治体が共に17自治体（30.4%）となっている。一方で、「ジョブコーチの推進」は、4自治体（計画には盛り込まれていないが実施している自治体が10自治体）に留まり、「障害者雇用の除外率制度の縮小」については、計画に盛り込まれてかつ実施しているとする自治体はなく、計画には盛り込まれていないが実施しているとした自治体がわずか1団体となっている。

表Ⅱ-15-6 障害者計画における就労施策策定状況

		1 計画 ○ 実施 ○	2 ○ 未	3 × ○	4 × ×	5 ○ 廃	回答 なし	合 計
a)	障害者雇用支援センターの活用	17 30.4%	0 0.0%	9 16.1%	25 44.6%	0 0.0%	5 8.9%	56 100.0%
b)	職場適応援助者（ジョブコーチ）の推進	4 7.1%	3 5.4%	10 17.9%	35 62.5%	0 0.0%	4 7.1%	56 100.0%
c)	障害者雇用の除外率制度（除外職員の設定）の縮小	0 0.0%	1 1.8%	1 1.8%	49 87.5%	0 0.0%	5 8.9%	56 100.0%
d)	福祉的就労から雇用への移行を推進するために、授産施設等に対する雇用関係の情報提供や支援	17 30.4%	2 3.6%	12.5 12.5%	49.9 49.9%	0 0.0%	2 3.6%	56 100.0%

（圓山里子）

2. 「市町村障害者計画」策定・実施状況に関するアンケート調査結果

(1) 調査の目的

都道府県・政令指定都市、市区町村の現状の「障害者計画」策定状況が、1993年に国連総会で採択された「障害者の機会均等化に関する基準規則」（以下、「基準規則」と略）、「アジア太平洋障害者の十年12課題107の目標」（以下、「アジア太平洋107の目標」と略）の「社会への参加・統合・人権」という精神からみて、中でも「参加」に焦点をあてて、現状を把握すること。

現状の障害者計画が、平等の視点（社会的障壁の除去、アクセシビリティ、バリアフリー、障害者の社会参加等）に照らし合わせてどのような実態になっているのかを明らかにすることは、障害者の権利法制定に向けた重要な礎石としての意味をもつことになると考えられる。

(2) 調査の方法

①実施期間：2001年12月～2002年5月

②実施方法：郵送調査

③回収率：48.0% (1,552/3,235)

ただし、「都道府県・政令指定都市障害者計画」調査（Ⅱ－1参照）より、政令指定都市のデータを「市町村障害者計画」調査に移し、市区町村・政令指定都市分として集計した。

そのため、市区町村・政令指定都市分として集計した合計は、回答数：1561である。

④調査項目

- a. 回答自治体の概要（人口など）
- b. 障害者計画の策定状況
- c. 数値目標の設定状況
- d. 計画策定における当事者参加の状況
- e. 障害者計画における各施策の状況及び実施状況

他に、市町村の条例・規則等についての欠格条項についての設問（Ⅲを参照）。

特に、「d. 計画策定における当事者参加の状況」及び「e. 障害者計画における各施策の状況及び実施状況」に関しては、調査目的である「基準規則」と「アジア太平洋107の目標」の精神である「社会への参加・統合・人権」というキーワードから障害者計画の策定・実施状況を検討できるよう、設問を工夫した。

例えば、「d. 計画策定における当事者参加の状況」については、計画に先だって調査を実施した場合には調査票作成前に障害者への意見聴取の機会を設けたか否か、障害者計画策定委員会への当事者委員の選定方法、委員以外の当事者の障害者計画への参加について、計画実施やモニタリングへの当事者の参加について、といった設問がある。

また、「e. 障害者計画における各施策の状況及び実施状況」については、障害者計画の中心となる福祉領域のみならず、「基準規則」で提示されている領域を参考にし、策定された計画が「社会への参加・統合・人権」に寄与するものであるかどうかを把握できるように努めた。

(3) 結果の概要

調査結果については(4)で詳しく述べるが、まず、調査全体の特徴的な結果を示す。

①障害者計画策定状況

回答した1561自治体の内、障害者計画を「策定した」あるいは「策定中」と答えた自治体は、1327自治体である。(回答した市区446の内436自治体、97.8%、回答した町村1115の内891自治体、79.9%)。障害者計画を策定した・策定中の自治体の内、数値目標が盛り込まれているのは、434自治体である(市区233自治体、町村201自治体)。

<参考>

調査A. 都道府県・政令指定都市向け 回収数：56

→「障害者計画に数値目標が盛り込まれている」と回答したのは49

調査B. 市区町村向け 回答数：1552

→「障害者計画に数値目標が盛り込まれている」と回答したのは427

②障害者計画における施策の設定について

数値目標を設定している場合であっても、施策によって、数値目標を設定しているか否かにばらつきがみられる。例えば、在宅サービス3本柱と位置付けられている「訪問介護」「短期入所」「日帰り介護」が60%以上であるのに対し、同様に地域での生活を支える事業である「市町村障害者生活支援事業」「障害児(者)地域療育等支援事業」「精神障害者地域生活支援センター」は20%～30%台という結果になっている。

また、障害者計画においてどのような施策が盛り込まれているかについての設問は、従来の福祉施策のみにとらわれず、「基準規則」の考え方を意識した施策についての設問とした。その結果、例えば、「教育」や「就労」など、障害者の社会参加という点で重要な支援が、障害者計画の中では必ずしも明確に位置付けられていない実態が明らかとなった。

③障害者計画における当事者参加

本調査は、「I. 活動の概要」でも述べたように、単に障害者計画の内容を調査するのみならず、「参加」についても着目した。例えば、計画策定のための基礎資料収集の手法についての設問や、計画策定にあたって何らかの調査を実施した場合は、その調査実施における当事者参加の状況を把握した。また、障害者計画の策定を審議した委員会の当事者委員がどのように選出されたのかについても調査した。

これらの結果については後述しているが、本調査で把握できた当事者参加についてだけみても、自治体による温度差が伺える結果が現れている。

④町村における障害者計画

本報告では、自治体の権限の差や、財政規模・人口規模の背景を考え、市区と町村に分けて集計している。その結果、障害者計画が策定済である自治体が、市区では92.6%であるのに対し、町村では63.3%となっており、そもそも障害者計画が策定されているか否かで差がついているのに加え、全般的に、市区に比べて町村の方が各設問の回答割合が低い結果となっている。

(4) 結果

①回答自治体の概要

a. 回答のあった自治体のプロフィール(指定都市含む、以下同じ)

[母数：1,561、内訳：市区446、町村1,115]

[表1：人口規模別・行政区分の状況 参照]

表1 人口規模別・行政区分の状況

人口規模		市区	町村	合計
50万人以上	回答数 %	24 100.0	0.0	24 100.0
30万人以上 50万人未満	回答数 %	35 100.0	0.0	35 100.0
20万人以上 30万人未満	回答数 %	39 100.0	0.0	39 100.0
10万人以上 20万人未満	回答数 %	93 100.0	0.0	93 100.0
5万人以上 10万人未満	回答数 %	137 95.1	7 4.9	144 100.0
4万人以上 5万人未満	回答数 %	37 63.8	21 36.2	58 100.0
3万人以上 4万人未満	回答数 %	45 48.9	47 51.1	92 100.0
2万人以上 3万人未満	回答数 %	25 18.9	107 81.1	132 100.0
1万人以上 2万人未満	回答数 %	6 1.9	302 98.1	308 100.0
5千人以上 1万人未満	回答数 %	1 0.3	349 99.7	350 100.0
1千人以上 5千人未満	回答数 %	0.0	249 100.0	249 100.0
1千人未満	回答数 %	0.0	15 100.0	15 100.0
無回答・不明	回答数 %	4 18.2	18 81.8	22 100.0
合計	回答数 %	446 28.6	1,115 71.4	1,561 100.0

(上段が実数、下段が%)

表2

本調査	内閣府調査
1.5%	0.4%
2.2%	1.5%
2.5%	1.3%
6.0%	3.9%
9.2%	6.9%
3.7%	3.0%
5.9%	5.1%
8.5%	8.2%
19.7%	21.8%
22.4%	26.1%
16.0%	19.7%
1.0%	1.4%
1.4%	—
100.0%	100.0%

b. 本調査の回答自治体の代表性について

本調査の回答自治体の人口規模を「内閣府調査」(2000年度末)と対比させてみると、本調査の回答自治体の方が、やや人口規模が大きい自治体が多い傾向があるものの、「内閣府調査」とほぼ同じ結果となっている [表2参照]。

したがって、本調査の回収率は約50%ということを見ると、本調査に回答したこと自体が何らかの意味を持っている(回答した自治体は回答しなかった自治体に比べて障害者計画に「熱心である」とも考えられる)可能性は否定できないが、少なくとも人口規模をみる限り、「内閣府調査」すなわち全数調査と対応しているとみてよいと思われる。

②計画の策定状況

a. 人口規模別・障害者計画の策定状況について

[表3：人口規模別・障害者計画の策定状況 参照]

ここでは、「策定済」(1,119市区町村)と「策定中」(208市区町村)を合わせて現時点で、障害者計画を「策定している」(1,327市区町村)とみなし、「検討中」(158市区町村)と「予定なし」(52市区町村)を現時点で「策定していない」(210市区町村)とする(以下同じ)。

この結果からも、人口規模が大きくなるほど障害者計画の策定率は高くなり、人口規模の小さい自治体ほど、策定率が低くなることが明らかになる。

表3 人口規模別・障害者計画の策定状況

人口規模		策定済	策定中	検討中	予定なし	回答なし	合計
50万人以上	回答数 %	22 91.7%	1 4.2%	0 0.0%	1 4.2%	0 0.0%	24 100.0%
30万人以上 50万人未満	回答数 %	35 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	35 100.0%
20万人以上 30万人未満	回答数 %	38 97.4%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	39 100.0%
10万人以上 20万人未満	回答数 %	93 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	93 100.0%
5万人以上 10万人未満	回答数 %	133 92.4%	10 6.9%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	144 100.0%
4万人以上 5万人未満	回答数 %	49 84.5%	9 15.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	58 100.0%
3万人以上 4万人未満	回答数 %	75 81.5%	7 7.6%	8 8.7%	2 2.2%	0 0.0%	92 100.0%
2万人以上 3万人未満	回答数 %	100 75.8%	21 15.9%	9 6.8%	1 0.8%	1 0.8%	132 100.0%
1万人以上 2万人未満	回答数 %	199 64.6%	54 17.5%	43 14.0%	5 1.6%	7 2.3%	308 100.0%
5千人以上 1万人未満	回答数 %	216 61.7%	57 16.3%	55 15.7%	14 4.0%	8 2.3%	350 100.0%
1千人以上 5千人未満	回答数 %	135 54.2%	43 17.3%	39 15.7%	27 10.8%	5 2.0%	249 100.0%
1千人未満	回答数 %	5 33.3%	3 20.0%	2 13.3%	2 13.3%	3 20.0%	15 100.0%
NA・不明	回答数 %	19 86.4%	2 9.1%	1 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	22 100.0%
合計	回答数 %	1,119 71.7%	208 13.3%	158 10.1%	52 3.3%	24 1.5%	1,561 100.0%

b. 行政区別・障害者計画の策定状況について

[表4：Q2行政区別・障害者計画の策定状況 参照]

市区では、「策定している」が436市区で、「合計」(446市区)の97.8%を占めている。

町村では、「策定している」が891町村で、「合計」(1,115町村)の79.9%と市区と比べて20%低くなっている。

- ◆ 以後、「計画策定」についてみていく場合には、「策定している」と回答した市区町村の1,327を母数とする。

表4：Q2行政区別・障害者計画の策定状況

		策定済	策定中	検討中	予定なし	回答なし	合計
市区	回答数 %	413 92.6%	23 5.2%	7 1.6%	3 0.7%	0 0.0%	446 100.0%
町村	回答数 %	706 63.3%	185 16.6%	151 13.5%	49 4.4%	24 2.2%	1,115 100.0%
合計	回答数 %	1,119 71.7%	208 13.3%	158 10.1%	52 3.3%	24 1.5%	1,561 100.0%
以後、計画策定に関する設問は、1,327自治体が回答		小計：1, 327		小計：210			

c. 行政区別・障害者計画の策定困難な要因について

[表5：Q2-1行政区別・障害者計画の策定困難な要因(複数回答)参照]

上記でみたように、市区に比べて町村の方が障害者計画を策定していないことがわかった。それでは、町村において、計画策定困難となっているのはどのような要因があるのだろうか。

回答数200町村のうち、「担当人員の不足」が87(43.5%)と最も多く、2番目に「現状の施策で対応が可能」69(34.5%)で、3番目は「専門的人材に乏しい」67(33.5%)で、2番目とほぼ同数である。その次に「財源不足」が62(31.0%)となっている。さらにみていくと、「障害者の数が少なくニーズを把握しにくい」が43(21.5%)、「広域圏域での取り組みができないため」が20(10.0%)という結果が出ている。

この点は、とくに町村の障害者計画そのものに対する問題認識と取り組みの立ちおくれとして注視しておく必要がある。また、「担当人員の不足」87(43.5%)と「専門的人材に乏しい」67(33.5%)の二つの要因が、計画の策定困難な要因として共に高い割合を示していることから浮き彫りになっているのは、計画策定に向けた人的体制づくりのおくれである。

また、「現状の施策で対応が可能」34.5%、「障害者の数が少なくニーズを把握しにくい」21.5%と「広域圏域での取り組みができないため」10.0%という結果は、「内閣府調査」(2000年度末)で、町村では「策定済」でも、数値目標「有」が「無」の半分以下になっていることと関連があると考えられ、広域での計画策定が実施段階になると「現状維持」が続いていることが明らかになっている。

表5 Q2-1 行政区別・障害者計画の策定困難な要因（複数回答）

		都道府県からの明確な指針が得られない	障害者の数が少なくニーズを把握しにくい	広域圏域での取り組みがでないため	現状の施策で対応が可能	担当人員の不足	専門的人材に乏しい	財源不足	その他	回答なし	回答数計
市区	回答数 %	0 0.0%	1 10.0%	1 10.0%	2 20.0%	5 50.0%	2 20.0%	3 30.0%	3 30.0%	0 0.0%	10 100.0%
町村	回答数 %	8 4.0%	43 21.5%	20 10.0%	69 34.5%	87 43.5%	67 33.5%	62 31.0%	32 16.0%	9 4.5%	200 100.0%
合計	回答数 %	8 3.8%	44 21.0%	21 10.0%	71 33.8%	92 43.8%	69 32.9%	65 31.0%	35 16.7%	9 4.3%	210 100.0%

d. 行政区別・策定時の参考資料について

[表6：Q3行政区別・策定時の参考資料（複数回答）参照]

市区と町村とも「都道府県の計画」「新長期計画・障害者プラン」を計画策定時に参考にした比率が高く（市区70%台、町村50～60%台）、それに比べて「総理府『市町村障害者計画策定指針』」と「厚生省関係障害者プランの推進方策について」が低い（市区50%台、町村30%台）ことが目を引く。

「基準規則」と「アジア太平洋107の目標」は、非常に少なく、特に「基準規則」の認知度が低いことが上げられる。

表6 Q3行政区別・策定時の参考資料

		総理府「市町村障害者計画策定指針」	厚生省関係障害者プランの推進方策について	新長期計画・障害者プラン	都道府県の計画	他の都道府県・市町村の計画	障害者の機会均等化に関する基準規則	アジア太平洋障害者の十年107の目標	WHO国際障害分類	その他	回答なし	回答数計
市区	回答数 %	256 58.7%	243 55.7%	333 76.4%	344 78.9%	169 38.8%	14 3.2%	38 8.7%	16 3.7%	30 6.9%	20 4.6%	436 100.0%
町村	回答数 %	327 36.7%	349 39.2%	455 51.1%	605 67.9%	309 34.7%	23 2.6%	42 4.7%	11 1.2%	38 4.3%	111 12.5%	891 100.0%
合計	回答数 %	583 43.9%	592 44.6%	788 59.4%	949 71.5%	478 36.0%	37 36.0%	80 6.0%	27 2.0%	68 5.1%	131 9.9%	1,327 100.0%

e. 行政区別・障害者計画見直し状況について

[表7：Q2-5行政区別・障害者計画見直し状況 参照]

*母数 1,327（障害者計画を「策定している」市区町村

→「策定済」（1,119市区町村）と「策定中」（208市区町村）の合計

市区では、障害者計画を「見直している」（見直し済み・見直し予定を合わせて）が50%を超えている。町村では、「見直し済み」と「見直し予定」合わせて30%未満で、市区と比べて、およそ20%の開きがある。

表7 Q2-5 行政区分別・障害者計画見直し状況

		見直し済み	見直し予定	検討中	予定なし	回答なし	合計
市区	回答数 %	35 8.0%	188 43.1%	115 26.4%	84 19.3%	14 3.2%	436 100.0%
町村	回答数 %	12 1.3%	252 28.3%	252 28.3%	252 28.3%	123 13.8%	891 100.0%
合計	回答数 %	47 3.5%	440 33.2%	367 27.7%	336 25.3%	137 10.3%	1,327 100.0%

f. 行政区分別・実施計画策定状況について

[表8：Q2-6 行政区分別・実施計画策定状況 参照]

*母数 1,327 (障害者計画を「策定している」市区町村

→「策定済」(1,119市区町村)と「策定中」(208市区町村)の合計

市区では、実施計画を「策定している」(策定済・策定中を合わせて)が30%台、町村では20%台で、市区に比べて10%低くなっている。

表8 Q2-6 行政区分別・実施計画策定状況

		策定済	策定中	策定して いない	回答なし	合計
市区	回答数 %	125 28.7%	14 3.2%	278 63.8%	19 4.4%	436 100.0%
町村	回答数 %	142 15.9%	53 5.9%	607 68.1%	89 10.0%	891 100.0%
合計	回答数 %	267 20.1%	67 5.0%	885 66.7%	108 8.1%	1,327 100.0%

g. 行政区分別・障害種別施策状況について

[表9参照：Q4 行政区分別・障害種別施策状況]

障害者計画において、「身体障害」「知的障害」「精神障害」「難病等」それぞれの施策に含んでいるかどうかでは、「難病等」が計画に含まれている割合が際立って少なくなっている。

また、各障害種別の施策が含まれているか否かを、策定年度別にみても、「精神障害」の施策を含んでいる自治体が平成8年度を境に微増しており、精神保健福祉法の影響がうかがえる。

表9：Q4行政区別・障害種別施策状況

		身体障害		知的障害		精神障害		難病等	
～H7 年度 回答数 72	回答数 %	72 100.0%		70 97.2%		63 87.5%		31 43.1%	
	市区 46	町村 26	46 100.0%	26 100.0%	46 100.0%	24 92.3%	44 95.7%	19 73.1%	24 52.2%
H8 回答数 130	回答数 %	130 100.0%		126 96.9%		110 84.6%		64 49.2%	
	市区 67	町村 63	67 100.0%	63 100.0%	67 100.0%	59 93.7%	61 91.0%	49 77.8%	41 61.2%
H9 回答数 256	回答数 %	254 99.2%		252 98.4%		238 93.0%		154 60.2%	
	市区 113	町村 143	113 100.0%	141 98.6%	113 100.0%	139 97.2%	104 92.0%	134 93.7%	79 69.9%
H10 回答数 242	回答数 %	241 99.6%		236 97.5%		224 92.6%		142 58.7%	
	市区 94	町村 148	94 100.0%	147 99.3%	94 100.0%	142 95.9%	92 97.9%	132 89.2%	61 64.9%
H11 回答数 242	回答数 %	211 100.0%		207 98.1%		198 93.8%		118 55.9%	
	市区 50	町村 161	50 100.0%	161 100.0%	50 100.0%	157 97.5%	50 100.0%	148 91.9%	33 66.0%
H12 回答数 173	回答数 %	172 99.4%		171 98.8%		156 90.2%		80 46.2%	
	市区 34	町村 139	34 100.0%	138 99.3%	34 100.0%	137 98.6%	34 100.0%	122 87.8%	21 61.8%
H13 回答数 148	回答数 %	143 96.6%		142 95.9%		139 93.9%		65 43.9%	
	市区 20	町村 128	20 100.0%	123 96.1%	20 100.0%	122 95.3%	19 95.0%	120 93.8%	12 60.0%
回答 なし 回答数 95	回答数 %	29 30.5%		29 30.5%		28 29.5%		16 16.8%	
	市区 12	町村 83	5 41.7%	24 28.9%	5 41.7%	24 28.9%	5 41.7%	23 27.7%	3 25.0%
合計 回答数 1,327	回答数 %	1,252 94.3%		1,233 92.9%		1,156 87.1%		670 50.5%	
	市区 436	町村 891	429 98.4%	823 92.4%	429 98.4%	804 90.2%	409 93.8%	747 83.8%	272 62.4%

表9-1 Q2-3行政区別・計画策定年次

		～H7年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	回答なし	合計
市区	回答数	46	67	113	94	50	34	20	12	436
	%	10.6%	15.4%	25.9%	21.6%	11.5%	7.8%	4.6%	2.8%	100.0%
町村	回答数	26	63	143	148	161	139	128	83	891
	%	2.9%	7.1%	16.0%	16.6%	18.1%	15.6%	14.4%	9.3%	100.0%
合計	回答数	72	130	256	242	211	173	148	95	1,327
	%	5.4%	9.8%	19.3%	18.2%	15.9%	13.0%	11.2%	7.2%	100.0%

③施策別の数値目標

[表10：Q5 施策別の数値目標設定状況 参照]

*母数：回答数434（市区233、町村201）

a. 施策別に「数値目標を設定している」場合

市区町村の中では、障害者の地域自立生活支援の前提となる「身体障害者福祉ホーム」「精神障害者福祉ホーム」「精神障害者福祉工場」「精神障害者社会適応訓練事業」「精神障害者生活訓練施設（援護寮）」「精神科デイ・ケア施設の整備」が、10%台の低い回答率になっていることが目立つ。とくに精神障害者施策に関しては、「精神障害者福祉工場」（8.8%）をはじめ軒並み低い回答数になっている。

b. 行政区別にみた場合

町村に比べて市区の方が約2倍、または2倍を少し超えている施策は、「知的障害者地域生活援助事業」「精神障害者地域生活援助事業」「身体障害者福祉ホーム」「精神障害者福祉ホーム」「知的障害者授産施設（通所）」などとなっている。

c. 数値目標の設定方法について

数値目標の設定方法については、「回答なし」と答えている市区町村の比率がすべて50%以上になっており、全体的に非常に高い比率になっていることが目をひく。「回答なし」の70%台が5施策、80%台が11施策、90%台が1施策（精神障害者福祉工場）であり、「回答なし」の70%以上の施策数が16あり、23の施策数のうち74%を占めている。

調査票が答えづらい設問になっているという問題を抱えており、また、数値目標の設定の仕方自体に難しい問題を孕んでいるという限定があるにせよ、この結果をみる限りでは、国の「障害者プラン」に盛り込まれている数値目標の設定方法に対して、市区町村の関心が極めて薄いことが明らかになっているのではないだろうか。

この結果の裏返しとして、「設定方法」に回答した市区町村の比率は「知的障害者地域生活援助事業」「知的障害者授産施設（通所）」が10%台になっている以外は非常に低くなっている。一方、施策の「訪問介護（ホームヘルパー）」「短期入所（ショートステイ）」「身体障害者日帰り介護」では、「設定方法」の「従来の施策の延長線上で設定した」「実際のサービスの利用対象となる人への生活状況の実態調査に基づいて算出した」が10%を超えている。

表10 Q5 施策別の数値目標設定状況

	数値目標を設定している 市区町村			設 定 方 法						回答者数
	市区 回答数 233	町村 回答数 201	合計 回答数 434	従来の施策の 延長線上で設 定した	一般住民も含 めたサービス の利用意向調 査に基づいて 算出した	実際のサービ スの利用対象 となる人への 生活状況の実 態調査に基づ いて算出した	住民や障害者 団体からの要 望に基づいて 設定した	その他	回答 なし	
知的障害者 地域生活援助事業	153 65.7	81 40.3	234 53.9	46 10.6	13 3.0	58 13.4	28 6.5	23 5.3	266 61.3	434 100.0
精神障害者 地域生活援助事業	100 42.9	44 21.9	144 33.2	35 8.1	9 2.1	33 7.6	17 3.9	16 3.7	324 74.7	434 100.0
身体障害者福祉ホーム	46 19.7	25 12.4	71 16.4	14 3.2	5 1.2	17 3.9	4 0.9	14 3.2	380 87.6	434 100.0
精神障害者福祉ホーム	42 18.0	20 10.0	62 14.3	14 3.2	3 0.7	19 4.4	4 0.9	12 2.8	382 88.0	434 100.0
身体障害者通所授産施設	87 37.3	56 27.9	143 32.9	29 6.7	9 2.1	39 9.0	7 1.6	17 3.9	333 76.7	434 100.0
知的障害者授産施設 (通所)	130 55.8	71 35.31	201 46.3	35 8.1	12 2.8	48 11.1	21 4.8	24 5.5	293 67.6	434 100.0
精神障害者(入所・通所) 授産施設	68 29.2	40 19.9	108 24.9	21 4.8	7 1.6	25 5.8	10 2.3	14 3.2	357 82.3	434 100.0
精神障害者福祉工場	24 10.3	14 7.0	38 8.8	9 2.1	2 0.5	10 2.3	4 0.9	8 1.8	401 92.4	434 100.0
小規模作業所に対する助成	77 33.0	45 22.4	122 28.1	29 6.7	6 1.4	15 3.5	19 4.4	12 2.8	353 81.3	434 100.0
障害児通園(デイサービス) 事業	61 26.2	37 18.4	98 22.6	22 5.1	7 1.6	19 4.4	12 2.8	9 2.1	365 84.1	434 100.0
重症心身障害児(者) 通園事業	41 17.6	31 15.4	72 16.6	17 3.9	4 0.9	13 3.0	6 1.4	11 2.5	383 88.2	434 100.0
市町村障害者生活支援事業	92 39.5	43 21.4	135 31.1	34 7.8	6 1.4	21 4.8	12 2.8	19 4.4	342 78.8	434 100.0
障害児(者)地域療育等 支援事業	55 23.6	32 15.9	87 20.0	20 4.6	5 1.2	14 3.2	9 2.1	8 1.8	378 87.1	434 100.0
精神障害者 地域生活支援センター	66 28.3	24 11.9	90 20.7	19 4.4	6 1.4	24 5.5	9 2.1	10 2.3	366 84.6	434 100.0
精神障害者 社会適応訓練事業	35 15.0	24 11.9	59 13.6	15 3.5	3 0.7	15 3.5	4 0.9	8 2.1	388 89.4	434 100.0
精神障害者生活訓練施設 (援護寮)	49 21.0	26 12.9	75 17.3	23 5.3	3 0.7	18 4.1	7 1.6	13 3.0	370 85.3	434 100.0
精神科デイ・ケア 施設の整備	40 17.2	21 10.4	61 14.1	19 4.4	5 1.2	14 3.2	3 0.7	7 1.6	386 88.9	434 100.0
訪問介護 (ホームヘルパー)	175 75.1	132 65.7	307 70.7	59 13.6	18 4.1	80 18.4	11 2.5	29 6.7	237 54.6	434 100.0
短期入所 (ショートステイ)	176 75.5	109 54.2	285 65.7	60 13.8	15 3.5	75 17.3	15 3.5	27 6.2	242 55.8	434 100.0
身体障害者日帰り介護	168 72.1	101 50.2	269 62.0	51 11.8	19 4.4	68 15.7	12 2.8	28 6.5	256 59.0	434 100.0
在宅知的障害者日帰り介護	117 50.2	63 31.3	180 41.5	29 6.7	11 2.5	46 10.6	9 2.1	17 3.9	322 74.2	434 100.0
身体障害者療護施設	102 43.8	59 29.4	161 37.1	37 8.5	9 2.1	37 8.5	10 2.3	16 3.7	325 74.9	434 100.0
知的障害者更生施設	131 56.2	57 28.4	188 43.3	46 10.6	9 2.1	41 9.4	16 3.7	19 4.4	303 69.8	434 100.0

(上段：実数、下段：%)

④当事者参加の状況

a. 計画策定のための基礎資料収集の手法について

[表11：Q6 計画のための基礎資料収集の手法 参照]

*母数：1,327（市区町村の回答数）

ここでは市区町村合わせて計画策定のため、事前に「調査の実施」を行ったと回答した市区町村が1006（75.8%）だった。次に多かったのは「既存資料の収集」で598（45.1%）だった。

表11：Q6 計画のための基礎資料収集の手法

		既存資料の 収集	調査の実施	ボランティ アの協力	民間団体の 調査活用	合計
市区	回答数	214	359	34	15	436
	%	49.1%	82.3%	7.8%	3.4%	100.0%
町村	回答数	384	647	42	22	891
	%	43.1%	72.6%	4.7%	2.5%	100.0%
合計	回答数	598	1,006	76	37	1,327
	%	45.1%	75.8%	5.7%	2.8%	100.0%

b. 実施した調査の内容について

[表11-1：Q6-1 実施した調査の内容 参照]

*母数：1,006（[表1：Q6]で調査を行ったと回答した市区町村、以下同じ）

事前調査を行ったとした自治体を対象に、実施した調査の内容を聞いたところ「利用対象者の生活実態調査」が、市区町村それぞれ70%台になっているが、公共交通やまちづくりなどにかかわる障害者の利用に配慮した「生活環境整備状況実態調査」を実施したのは、市区と町村で10%台という対照的な結果が出ている。

表11-1：Q6-1 実施した調査の内容

		一般住民も含め たサービスの利 用意向調査	利用対象者の 生活実態調査	生活環境整備状 況実態調査	その他	合計
市区	回答数	110	285	45	16	359
	%	30.6%	79.4%	12.5%	4.5%	100.0%
町村	回答数	182	471	87	40	647
	%	28.1%	72.8%	13.4%	6.2%	100.0%
合計	回答数	292	756	132	56	1,006
	%	29.0%	75.1%	13.1%	5.6%	100.0%

* Q6で調査を行ったと回答した1,006自治体への設問

c. 調査票作成前の障害者への意見聴取の機会について

[表11-2：Q6-3 調査票作成前の障害者への意見聴取の機会 参照]

*母数：1,006

調査票作成前に当事者である団体等から意見を聞くことは、計画策定過程と実施状況において障害当事者の「参加・参画」の度合いを計る上で、とても重要なポイントになる。

「利用対象者の生活実態調査」等を実施する上で、調査票作成前に障害者の意見を聞く機会を「設けた」市区町村は53.3%で、「設けなかった」(43.1%)と比べて10%の差にとどまり、拮抗している状況にある。とくに町村(回答数647)では、「設けた」(45.7%)よりも「設けなかった」(49.9%)の方が、わずかではあれ上回っている。この結果は、「調査票」そのものの内容が、障害当事者の特性やニーズを反映しているのか、という疑問につながるものだ。

表11-2：Q6-3 調査票作成前の障害者への意見聴取の機会

		設けた	設けなかった	回答なし	合計
市区	回答数	240	111	8	359
	%	66.9%	30.9%	2.2%	100.0%
町村	回答数	296	323	28	647
	%	45.7%	49.9%	4.3%	100.0%
合計	回答数	536	434	36	1,006
	%	53.3%	43.1%	3.6%	100.0%

* Q6で調査を行ったと回答した1,006自治体への設問

d. 当事者委員の選出方法について

[表12：Q7-1・2 当事者委員の内訳と選出方法 参照]

*母数：436(市区)、891(町村)

障害者計画の策定を審議した委員会の当事者委員の選出方法をみると、市区では「当事者団体」「家族会」とも「団体からの推薦」と「代表者(慣例)」がほぼ同じ比率だが、町村では「代表者(慣例)」の方が、「団体からの推薦」よりも4倍高くなっている。「団体からの推薦」の方が「代表者(慣例)」よりも当事者団体としての意思決定が反映されやすいことから、この点は見直される必要があるといえる。

一方、「公募」は、市区町村とも「当事者団体」「家族会」「支援者団体」それぞれ0.2~0.3%と極めて少ないことが上げられる。

表12：Q7-1・2 当事者委員の内訳と選出方法

市 区		有	無	団体からの推薦	代表者(慣例)	公募	その他	回答なし	合計
当事者団体	回答数	361	75	167	174	1	11	83	436
	%	82.8%	17.2%	38.3%	39.9%	0.2%	2.5%	19.0%	100.0%
家族会	回答数	291	145	137	124	1	12	162	436
	%	66.7%	33.3%	31.4%	28.4%	0.2%	2.8%	37.2%	100.0%
支援者団体	回答数	182	254	74	85	1	17	259	436
	%	41.7%	58.3%	17.0%	19.5%	0.2%	3.9%	59.4%	100.0%
その他	回答数	159	277	41	53	10	42	290	436
	%	36.5%	63.5%	9.4%	12.2%	2.3%	9.6%	66.5%	100.0%
町 村		有	無	団体からの推薦	代表者(慣例)	公募	その他	回答なし	合計
当事者団体	回答数	633	258	108	504	2	30	247	891
	%	71.0%	29.0%	12.1%	56.6%	0.2%	3.4%	27.7%	100.0%
家族会	回答数	466	425	84	338	3	22	444	891
	%	52.3%	47.7%	9.4%	37.9%	0.3%	2.5%	49.8%	100.0%
支援者団体	回答数	260	631	44	175	2	29	641	891
	%	29.2%	70.8%	4.9%	19.6%	0.2%	3.3%	71.9%	100.0%
その他	回答数	244	647	21	120	5	87	658	891
	%	27.4%	72.6%	2.4%	13.5%	0.6%	9.8%	73.8%	100.0%

e. 当事者委員の障害種別について

[表13-1：Q7当事者委員の障害種別（委員に以下の障害の人が含まれている自治体数）] *母数：1,327（市区436、町村891）

障害者計画の策定を審議した委員会の当事者委員の障害種別をみていくと、市区町村合わせて、群を抜いて多いのが「肢体不自由」（60%台）、以下は多い順に「視覚障害」（18%台）、「聴覚・平衡機能障害」（15%台）、「内部障害」（14%台）、「知的障害」（14%台）、「精神障害」（9%台）になっている。この中で「知的障害」「精神障害」が4～5番目になっているが、現状では家族が委員になっている場合が多いとも考えられる。

表13-1：Q7当事者委員の障害種別

		視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしやく・機能障害	肢体不自由	内部障害	盲ろう障害	知的障害	精神障害	不明	その他障害	回答数計
市区	回答数	151	133	15	323	60	8	91	66	8	27	436
	%	34.6%	30.5%	3.4%	74.1%	13.8%	1.8%	20.9%	15.1%	1.8%	6.2%	100.0%
町村	回答数	92	69	11	508	133	6	98	54	12	15	891
	%	10.3%	7.7%	1.2%	57.0%	14.9%	0.7%	11.0%	6.1%	1.3%	1.7%	100.0%
合計	回答数	243	202	26	831	193	14	189	120	20	42	1,327
	%	18.3%	15.2%	2.0%	62.6%	14.5%	1.1%	14.2%	9.0%	1.5%	3.2%	100.0%

f. 当事者委員以外の当事者の参加について

[表13-2：Q8委員以外の当事者の参加（複数回答）参照]

*母数：1,327（市区436、町村891）

障害者計画の策定を審議した当事者委員以外の当事者の参加についてみると、「意見の募集」では、市区の60%台に比べ町村になると6%台と著しく低くなっているのが目立つ。

また、「団体の要望等を参考」では、市区が54.4%、町村でも31.5%になっている一方で、「作業部会等に障害者が参加」になると、市区は8.0%、町村は5.2%ときわめて低くなっていることが上げられる。

表13-2：Q8委員以外の当事者の参加（複数回答）

		作業部会等に 障害者が参加	懇談会の 開催	公聴会の 開催	意見の 募集	ヒアリン グの実施	団体の要望 等を参考	その他	とくに なし	回答なし	回答数計
市区	回答数	35	76	13	290	13	237	39	56	16	436
	%	8.0%	17.4%	3.0%	66.5%	3.0%	54.4%	8.9%	12.8%	3.7%	100.0%
町村	回答数	46	138	12	58	135	281	59	290	109	891
	%	5.2%	15.5%	1.3%	6.5%	15.2%	31.5%	6.6%	32.5%	12.2%	100.0%
合計	回答数	81	214	25	348	148	518	98	346	125	1,327
	%	6.1%	16.1%	1.9%	26.2%	11.2%	39.0%	7.4%	26.1%	9.4%	100.0%

g. 計画実施やモニタリングへの当事者の参加について

[13-3：表Q9計画実施やモニタリングへの当事者の参加（複数回答）参照]

*母数：1,327（市区436、町村891）

計画の策定と実施状況に対するモニタリングに当事者が参加するということは、参加度を計る上で重要な意味をもつ。市区では、「各種審議会に委員として参加」「団体と定期的な話し合いの場」「個人や団体にヒアリングの実施」において30%台を占めているが、町村では「各種審議会に委員として参加」「団体と定期的な話し合いの場」が10%台に落ち込んでいることが目立つ。

表13-3：表Q9計画実施やモニタリングへの当事者の参加（複数回答）

		各種審議会に委 員として参加	団体と定期的な 話し合いの場	個人や団体にヒ アリングの実施	常に連絡 調整	その他	回答なし	回答数計
市区	回答数	164	134	151	99	36	36	436
	%	37.6%	30.7%	34.6%	22.7%	8.3%	8.3%	100.0%
町村	回答数	165	130	246	202	89	173	891
	%	18.5%	14.6%	27.6%	22.7%	10.0%	19.4%	100.0%
合計	回答数	329	264	397	301	125	209	1,327
	%	24.8%	19.9%	29.9%	22.7%	9.4%	15.7%	100.0%

h. 地方障害者施策推進協議会の設置状況と当事者委員の障害種別について

[表14：Q10地方障害者施策推進協議会の設置状況 参照]

また、計画の策定と実施状況についての恒常的なモニタリングの仕組みとして重要な役割を担う地方障害者施策推進協議会の設置は、市区で25.4%（「条例により設置」8%、「条例はないが設置」17.4%）、町村で7.4%（「条例により設置」1.3%、「条例はないが設置」6.1%）というわずかな数値に留まり、「設置していない」という市区が66.5%、町村で78.6%という高い数値になっている。

表14：Q10地方障害者施策推進協議会の設置状況

		条例により 設置	条例はない が設置	設置を 準備	設置して いない	回答 なし	政令指定 都市	合計
市区	回答数 %	35 8.0%	76 17.4%	13 3.0%	290 66.5%	13 3.0%	9 2.1%	436 100.0%
町村	回答数 %	12 1.3%	54 6.1%	13 1.5%	700 78.6%	112 12.6%	0 0.0%	891 100.0%
合計	回答数 %	47 3.5%	130 9.8%	26 2.0%	990 74.6%	125 9.4%	9 0.7%	1,327 100.0%

それとともに、前記eの障害者計画の策定を審議した委員会の当事者委員の障害種別と比べて、地方障害者施策推進協議会の当事者委員の障害種別は、市区で「肢体不自由」、「聴覚・平衡機能障害」、「視覚障害」が10%台になっているのみで、それ以外は1桁台に留まっているという低い状況にある。町村では、「肢体不自由」の当事者委員が10%台である以外は1桁台に留まっている。

[表14-1：Q10 地方障害者施策推進協議会：当事者委員の障害種別（委員に以下の障害の人が含まれている自治体数）参照]

表14-1：Q10 地方障害者施策推進協議会：当事者委員の障害種別

		視覚障害	聴覚・平 衡機能障 害	音声・言 語・そし やく・機 能障害	肢体 不自由	内部障害	盲ろう 障害	知的障害	精神障害	不明	その他 障害	回答数計
市区	回答数 %	62 14.2%	59 13.5%	5 1.1%	113 25.9%	27 6.2%	4 0.9%	33 7.6%	23 5.3%	1 0.2%	10 2.3%	436 100.0%
町村	回答数 %	19 2.1%	14 1.6%	4 0.4%	106 11.9%	31 3.5%	1 0.1%	24 2.7%	9 1.0%	2 0.2%	1 0.1%	891 100.0%
合計	回答数 %	81 6.1%	73 5.5%	9 0.7%	219 16.5%	58 4.4%	5 0.4%	57 4.3%	32 2.4%	3 0.2%	11 0.8%	1,327 100.0%

⑤施策の領域ごとの策定状況

[表15-1～6：障害者計画における領域ごとの施策の策定状況について 参照]

1. 計画に盛り込まれており、施策として実施している
2. 計画に盛り込まれているが、施策としてまだ実施されていない
3. 計画に盛り込まれていないが、施策として実施されている
4. 計画に盛り込まれていないし、施策としても実施していない
5. 計画に盛り込まれており実施されていたが、現在は施策が廃止となった

a. 生活支援について

「市町村障害者生活支援事業」「障害児（者）地域療育等支援事業」「訪問介護（ホームヘルプサービス）事業（多様な供給主体による実施）」は、「1. 計画に盛り込まれており、施策として実施している」市区町村が25%～38%になっているが、「精神障害者地域生活支援センター」は9.3%と対照的な落ち込みとなっている。その関係で、「精神障害者地域生活支援センター」は、「4. 計画に盛り込まれていないし、施策としても実施していない」市区町村が49.4%と最も多くなっている。

表15-1 障害者計画における生活支援施策の策定状況

	計画にもあり、 実施もしている			1 計画 ○	2 ○	3 ×	4 ×	5 ○	回答 なし	合計
		市区 N=436	町村 N=891	実施 ○	未 ○	○	×	廃		
生活 支 援	生活支援事業	184	330	514	214	99	319	1	180	1,327
	a) 市町村障害者生活支援事業	42.2%	37.0%	38.7%	16.1%	7.5%	24.0%	0.1%	13.6%	100.0%
	b) 障害児（者）地域療育等支援事業	145	191	336	179	142	442	1	227	1,327
		33.3%	21.4%	25.3%	13.5%	10.7%	33.3%	0.1%	17.1%	100.0%
	c) 精神障害者地域生活支援センター	71	53	124	231	78	656	3	235	1,327
		16.3%	5.9%	9.3%	17.4%	5.9%	49.4%	0.2%	17.7%	100.0%
	訪問介護（ホームヘルプサービス）事業 （多様な供給主体による実施）	172	333	505	110	201	335	0	176	1,327
		39.4%	37.4%	38.1%	8.3%	15.1%	25.2%	0.0%	13.3%	100.0%

b. 情報とコミュニケーション

日常生活支援に必要なコミュニケーション手段の援助として、「視覚障害者情報点訳等サービス事業」は、「1. 計画に盛り込まれており、施策として実施している」市区が44%だが、町村はその7分の1（7%台）に留まっている。

「1. 計画に盛り込まれており、施策として実施している」市区町村の特徴的な結果をみていくと、「手話通訳者派遣事業」は、市区では63%台、町村では11%台、「要約筆記者派遣事業」は市区で25%だが、町村は5%台となっている。

行政資料の情報提供に際するコミュニケーションの配慮として、「点訳」は市区で47%台だが、町村は5%台、「テープ」は市区で62%台、町村は11%台、「拡大印刷」は市区で6%台、町村は1%台、「盲ろう者通訳」は市区で10%台、町村は2%台になっており、計画にもあり、実施している市区町村の数が多くない上に、市区と町村では落差がはっきり出ている。

また、「盲ろう者通訳派遣事業」「知的障害者向けの情報提供サービス」「拡大印刷」「盲ろう者通訳」「知的障害者向けの情報提供サービス」では、「4. 計画に盛り込まれていないし、施策としても実施していない」市区町村が68%～70%台に達しており、とくに知的障害者への情報・コミュニケーション支援については極端に少なく、今後の支援費制度への移行に伴い差し迫った課題となっている。

表15-2 障害者計画における情報とコミュニケーション施策の策定状況

		計画にもあり、実施もしている		1 計画 ○ 実施 ○	2 ○ 未	3 × ○	4 ×	5 ○ 廃	回答 なし	合計
		市区 N=436	町村 N=891							
情報 と コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	日常生活支援に必要なコミュニケーション手段の援助 a) 視覚障害者情報点訳等サービス事業	192 44.0%	61 6.8%	253 19.1%	201 15.1%	68 5.1%	643 48.5%	0 0.0%	162 12.2%	1,327 100.0%
	b) 手話通訳者派遣事業	278 63.8%	102 11.4%	380 28.6%	245 18.5%	95 7.2%	433 32.6%	0 0.0%	174 13.1%	1,327 100.0%
	c) 要約筆記者派遣事業	107 24.5%	42 4.7%	149 11.2%	240 18.1%	65 4.9%	693 52.2%	0 0.0%	180 13.6%	1,327 100.0%
	d) 盲ろう者通訳派遣事業	38 8.7%	16 1.8%	54 4.1%	131 9.9%	34 2.6%	919 69.3%	0 0.0%	189 14.2%	1,327 100.0%
	e) 知的障害者向けの 情報提供サービス	11 2.5%	15 1.7%	26 2.0%	174 13.1%	15 1.1%	924 69.6%	0 0.0%	188 14.2%	1,327 100.0%
	f) その他	16 3.7%	16 1.8%	32 2.4%	36 2.7%	2 0.2%	218 16.4%	0 0.0%	1,039 78.3%	1,327 100.0%
シ ョ ン	行政資料の情報提供に際するコミュニケーションの配慮 a) 点訳	206 47.2%	41 4.6%	247 18.6%	196 14.8%	86 6.5%	624 47.0%	0 0.0%	174 13.1%	1,327 100.0%
	b) テープ	269 61.7%	102 11.4%	371 28.0%	127 9.6%	158 11.9%	493 37.2%	0 0.0%	178 13.4%	1,327 100.0%
	c) 拡大印刷	25 5.7%	9 1.0%	34 2.6%	129 9.7%	36 2.7%	935 70.5%	0 0.0%	193 14.5%	1,327 100.0%
	d) 盲ろう者通訳	43 9.9%	17 1.9%	60 4.5%	137 10.3%	29 2.2%	905 68.2%	0 0.0%	196 14.8%	1,327 100.0%
	e) 知的障害者向けの 情報提供サービス (わかりやすく解説された資料提供、 やさしくかみくだく読み手の派遣等)	9 2.1%	11 1.2%	20 1.5%	145 10.9%	16 1.2%	951 71.7%	0 0.0%	195 14.7%	1,327 100.0%
	f) その他	9 2.1%	15 1.7%	24 1.8%	28 2.1%	2 0.2%	223 16.8%	0 0.0%	1,050 79.1%	1,327 100.0%

c. 住宅について

「障害者向け公営住宅の供給」では、「1. 計画に盛り込まれており、施策として実施している」市区が51%台だが、町村は12%台に留まっている。また、「障害者向け公営住宅の供給」と、民間住宅のリフォーム促進としての「増改築相談員制度などを活用した住宅リフォームに関する相談体制の整備」「住宅改修制度に対する自治体独自の施策」については、「4. 計画に盛り込まれていないし、施策としても実施していない」市区町村が35%～49%を占めており、大きく施策が立ちおけている。

表15-3 障害者計画における住宅施策の策定状況

		計画にもあり、実施もしている		1 計画 ○ 実施 ○	2 ○ 未	3 × ○	4 × ×	5 ○ 廃	回答 なし	合計
		市区 N=436	町村 N=891							
住 宅	障害者向け公営住宅の供給 a) 市町村障害者生活支援事業	224 51.4%	109 12.2%	333 25.1%	305 23.0%	59 4.4%	470 35.4%	0 0.0%	160 12.1%	1,327 100.0%
	民間住宅のリフォーム促進 b) 増改築相談員制度などを活用した住宅 リフォームに関する相談体制の整備	119 27.3%	99 11.1%	218 16.4%	180 13.6%	76 5.7%	658 49.6%	4 0.3%	191 14.4%	1,327 100.0%
	c) 住宅改修制度に対する自治体独自の施 策	193 44.3%	215 24.1%	408 30.7%	111 8.4%	90 6.8%	516 38.9%	6 0.5%	196 14.8%	1,327 100.0%
	d) 訪問介護（ホームヘルプサービス）事 業（多様な供給主体による実施）	172 39.4%	333 37.4%	505 38.1%	110 8.3%	201 15.1%	335 25.2%	0 0.0%	176 13.3%	1,327 100.0%

d. 法外の事業に対する財政支援について

「小規模作業所への助成」は、「1. 計画に盛り込まれており、施策として実施している」市区は、67%台を占めているが、町村は33%台にとどまっている。

また「相談事業への助成」「介助サービス派遣団体への助成」「自立生活プログラムなど、障害者生活支援プログラム実施団体への助成」は、「4. 計画に盛り込まれていないし、施策としても実施していない」市区町村が52%台～70%台を占めており、介助保障を中心とする自立生活につながる法外事業の財政支援に対して消極的になっていることがはっきりうかがえる。

表15-4 障害者計画における法外の事業に対する財政支援施策の策定状況

		計画にもあり、実施もしている		1 計画 ○ 実施 ○	2 ○ 未	3 × ○	4 × ×	5 ○ 廃	回答 なし	合計
		市区 N=436	町村 N=891							
財 政 支 援	法外の事業に対する財政的援助 a) 小規模作業所への助成	294 67.4%	290 32.5%	584 44.0%	83 6.3%	138 10.4%	343 25.8%	2 0.2%	177 13.3%	1,327 100.0%
	b) 相談事業への助成	88 20.2%	108 12.1%	196 14.8%	145 10.9%	70 5.3%	685 51.6%	1 0.1%	230 17.3%	1,327 100.0%
	c) 介助サービス派遣団体への助成	55 12.6%	64 7.2%	119 9.0%	63 4.7%	44 3.3%	857 64.6%	2 0.2%	242 18.2%	1,327 100.0%
	d) 自立生活プログラムなど、障害者生活 支援プログラム実施団体への助成	26 6.0%	24 2.7%	50 3.8%	78 5.9%	29 2.2%	924 69.6%	1 0.1%	245 18.5%	1,327 100.0%
	e) その他	8 1.8%	10 1.1%	18 1.4%	5 0.4%	17 1.3%	201 15.1%	1 0.1%	1,085 81.8%	1,327 100.0%

e. 教育について

教育ニーズの支援で浮き彫りになっているのは、「4. 計画に盛り込まれていないし、施策としても実施していない」市区町村が特に多いという実態だ。「教育の場における介助者の派遣」「障害をもった児童が使いやすい教材が準備されている」「手話通訳などのコミュニケーション手段が保障されている」「補助教員の加配チーム・ティーチング制の採用」「手話や点字、必要なりハビリテーション等の障害児特有の教育機会の保障」の施策は、計画にもなく実施もしていない市区町村が50%～68%になっている。また、公立小中学校の設備の問題として、「エレベーター」と「点字ブロック」は、計画にもなく実施もしていない市区町村が50%台になっている。

この結果からも、教育ニーズの支援に関する施策の実施、及び、設備の立ち後れが、障害児が普通学校に就学することを困難にする要因になっていることが明らかになった。

表15-5 障害者計画における教育施策策定状況

	計画にもあり、実施もしている		1 計画 ○ 実施 ○	2 ○ 未	3 ×	4 ×	5 ○ 廃	回答 なし	合計	
	市区 N=436	町村 N=891								
教	教育ニーズの支援	63	43	106	101	114	801	0	205	1,327
	a) 教育の場における介助者の派遣	14.4%	4.8%	8.0%	7.6%	8.6%	60.4%	0.0%	15.4%	100.0%
	b) 障害をもった児童が使いやすい教材が準備されている	72	67	139	107	200	659	1	221	1,327
		16.5%	7.5%	10.5%	8.1%	15.1%	49.7%	0.1%	16.7%	100.0%
育	c) 手話通訳などのコミュニケーション手段が保障されている	28	18	46	115	43	896	0	227	1,327
		6.4%	2.0%	3.5%	8.7%	3.2%	67.5%	0.0%	17.1%	100.0%
	d) 補助教員の加配	38	66	104	92	155	749	1	226	1,327
		8.7%	7.4%	7.8%	6.9%	11.7%	56.4%	0.1%	17.0%	100.0%
	e) チーム・ティーチング制の採用	24	34	58	69	101	861	1	237	1,327
		5.5%	3.8%	4.4%	5.2%	7.6%	64.9%	0.1%	17.9%	100.0%
	f) 手話や点字、必要なりハビリテーション等の障害児特有の教育機会の保障	43	30	73	118	66	833	0	237	1,327
		9.9%	3.4%	5.5%	8.9%	5.0%	62.8%	0.0%	17.9%	100.0%
	g) その他	12	20	32	22	9	208	0	1,056	1,327
		2.8%	2.2%	2.4%	1.7%	0.7%	15.7%	0.0%	79.6%	100.0%
公立小中学校の設備	a) エレベーター	65	29	94	202	91	714	2	224	1,327
		14.9%	3.3%	7.1%	15.2%	6.9%	53.8%	0.2%	16.9%	100.0%
	b) 障害をもつ人が利用可能なトイレ	135	102	237	192	225	440	1	232	1,327
		31.0%	11.4%	17.9%	14.5%	17.0%	33.2%	0.1%	17.5%	100.0%
c) 点字ブロック		52	28	80	200	77	725	1	244	1,327
		11.9%	3.1%	6.0%	15.1%	5.8%	54.6%	0.1%	18.4%	100.0%
d) スロープ	126	103	229	195	216	448	2	237	1,327	
	28.9%	11.6%	17.3%	14.7%	16.3%	33.8%	0.2%	17.9%	100.0%	

f. 就労について

就労支援では、「4. 計画に盛り込まれていないし、施策としても実施していない」市区町村が、「障害者雇用支援センターの活用」(51%)、「職場適応援助者(ジョブコーチ)の推進」(70%)、「障害者雇用の除外率制度(除外職員の設定)の縮小」(75%)、「福祉的就労から雇用への移行を推進するための、授産施設等に対する雇用関係の情報提供や支援」(43%)となっている。

「福祉的就労から雇用への移行を推進するための、授産施設等に対する雇用関係の情報提供や支援」などの一般就労に必要な施策に対する立ちおくれが際立っている。さらに一般就労に向かうための新しい施策(「障害者雇用支援センターの活用」「職場適応援助者(ジョブコーチ)の推進」など)への取り組みが現時点では、始まったばかりか、または白紙に近い状態にあるといえるようだ。

表15-6 障害者計画における就労施策の策定状況

		計画にもあり、実施もしている		1 計画 ○ 実施 ○	2 ○ 未	3 × ○	4 ×	5 ○ 廃	回答 なし	合計
		市区 N=436	町村 N=891							
就 労	就労支援	110	76	186	210	62	672	0	197	1,327
	a) 障害者雇用支援センターの活用	25.2%	8.5%	14.0%	15.8%	4.7%	50.6%	0.0%	14.8%	100.0%
	b) 職場適応援助者(ジョブコーチ)の推進	30	10	40	123	31	934	0	199	1,327
		6.9%	1.1%	3.0%	9.3%	2.3%	70.4%	0.0%	15.0%	100.0%
	c) 障害者雇用の除外率制度(除外職員の設定)の縮小	11	20	31	78	18	988	0	212	1,327
		2.5%	2.2%	2.3%	5.9%	1.4%	74.5%	0.0%	16.0%	100.0%
	d) 福祉的就労から雇用への移行を推進するための、授産施設等に対する雇用関係の情報提供や支援	133	141	274	231	59	568	0	195	1,327
		30.5%	15.8%	20.6%	17.4%	4.4%	42.8%	0.0%	14.7%	100.0%

(圓山里子)

3. 「障害者計画に対する当事者団体の評価についてのアンケート調査」結果

(1) 調査の目的

- ①全国各自治体の障害者計画策定に関する障害者当事者団体の認識の状況を把握する。
- ②障害者計画策定・実施における、障害者当事者団体の参加の状況を把握する。

(2) 調査対象

都道府県・市区町村レベルで活動する障害者当事者団体（家族の団体も含む）。

(3) 調査実施の方法、回収率

- ①各都道府県の障害者社会参加推進センターに、地域で活動する障害者団体について情報提供を依頼し、対象団体を把握した。また、「アジア・太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラムに参加している全国団体に、都道府県・市区町村の関係団体に関する情報提供を依頼した。
- ②把握した1949団体に調査票を郵送し、日常的に活動している自治体を1カ所特定して回答を依頼した。
- ③回答のあった団体は959で、回収率は49.2%であった。

なお、今回の調査については、JD（日本障害者協議会）やDPI日本会議のネットワーク等を通じて、都道府県や国の広域レベルで活動している団体にも協力を呼びかけた。広域レベルの団体の場合には、計画策定の際の調査実施状況等、回答を「非該当」として取り扱ったほうがよい設問も一部存在する。しかし、回答方法についての説明が不十分であったためか、個々の回答において「評価対象自治体」が統一されておらず、設問によって所在地の市区町村について回答したり、活動対象となっている広域自治体で回答したりしている例があるなど、評価対象自治体の記入欄に記入された内容にもとづいて区別をしていくことが困難であった。そのため、広域レベルの団体と市区町村レベルの団体とを分けずに、各団体の回答結果を一括して集計することとした。

(4) 調査実施時期

2002年5月～6月

(5) 調査結果

①回答した団体の属性

- a. 会員数100名以下の団体が48.4%を占めている。

表1 団体の会員数

100名以下	101～500名	501～1000名	1001～5000名	5001名以上	回答なし	合計
465	271	59	47	9	108	959
48.4	28.3	6.2	4.9	0.9	11.3	100.0

(上段は実数、下段は%、以下同じ)

- b. 身体障害者本人が参加する団体が60.8%と最も多い。また、回答した団体の64.0%では、異なる立場、異なる障害種別の人が一緒に参加して活動している（表2-2）。

表2-1 団体の構成メンバー（複数回答）

身体障害者本人	身体障害者家族	知的障害者本人	知的障害者家族	精神障害者本人	精神障害者家族	専門職	その他	回答なし	回答者数
583 60.8	207 21.6	277 28.9	198 20.6	261 27.2	133 13.9	284 29.6	203 21.2	34 3.5	959 100.0

表2-2 団体の構成メンバーの属性数（団体ごとの、表2-1の回答数）

1つだけ	2つ	3つ	4つ以上	回答なし	合計
311 32.4	325 34.0	128 13.3	161 16.8	34 3.5	959 100.0

614 64.0%

②地元自治体の障害者計画についての認識と参加の状況

- a. 計画が策定されていると認識している団体が80.1%であるが、「わからない、知らない」と回答した団体も10.4%ある。

なお、自治体調査では、市区町村の85.0%が計画を策定していると回答している。

表3 計画策定状況についての認識

策定されている	策定されていない	わからない、知らない	回答なし	合計
768 80.1	71 7.4	100 10.4	20 2.1	959 100.0

→*以下、768団体の回答

- b. 計画策定時の調査について、「生活状況の実態調査が実施された」と認識している団体が41.8%、「生活環境整備状況の実態調査」が30.6%、「サービスの利用意向調査」が22.1%で、何らかの調査が実施されたと認識している団体は69.4%となっている。一方、「いずれについても実施されなかった」も12.8%であり、また、「わからない」が12.9%あることも注意しておく必要がある。

なお、本設問については、自治体調査と同じ選択肢で質問しており、自治体調査では、「生活状況の実態調査を実施」と回答した自治体が70%を超えている。

表4 調査実施についての認識（複数回答）

一般住民も含めたサービスの利用意向調査が実施された	実際のサービス利用対象となる人への生活状況の実態調査が実施された	障害者の利用に配慮した生活環境整備状況（公共交通など）の実態調査が実施された	その他	いずれについても実施されなかった	わからない	回答なし	回答者数
170 22.1	321 41.8	235 30.6	81 10.5	98 12.8	99 12.9	38 4.9	768 100.0

533 69.4%

- c. 計画策定時のヒアリングや懇談会について、「実施された」と認識しているのは66.7%で、そのうち、ヒアリングや懇談会に出席したと回答したのは85.9%となっている。

表5 計画策定時の、障害者団体に対するヒアリングや懇談会についての認識

実施された	実施されなかった	わからない	回答なし	合計
512 66.7	161 21.0	87 11.3	8 1.0	768 100.0

→ **表6 ヒアリングや懇談会への出席**

出席した	出席しなかった	回答なし	合計	合計
440 85.9	63 12.3	9 1.8	512 100.0	768 100.0

- d. 計画策定委員会に本人または家族が委員として参加したと回答したのは65.2%で、参加した委員の立場は、本人が46.9%、家族が38.7%となっている。また障害種別では、肢体不自由が44.9%、知的障害が32.9%、精神障害が29.9%となっている。

表7 計画策定委員会への参加状況

参加した	参加しなかった	わからない	回答なし	合計
501 65.2	156 20.3	89 11.6	22 2.9	768 100.0

→ **表8 委員として参加した人の属性（立場）**

本人	家族	本人と家族 両方	回答なし	合計
235 46.9	194 38.7	58 11.6	14 2.8	501 100.0

→ **表9 委員として参加した人の属性（障害種別）（複数回答）**

肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	内部障害	知的障害	精神障害	その他 回答なし	回答者数
225 44.9	83 16.6	115 23.0	67 13.4	165 32.9	150 29.9	35 7.0	11 2.2

- e. 計画策定に対しては、「要望書の提出や行政交渉」(52.3%)、「学習活動を行った」(31.9%)など、何らかの活動を行った団体が76.0%で、そのうち「他団体と連携・協力しながらすすめた」のは50.2%となっている。

また、「働きかけを何も行わなかった」と回答した団体も16.5%ある。

表10 障害者計画への団体からの働きかけの状況（複数回答）

学習活動を行った	委員会の傍聴を行った	要望書の提出や行政交渉を行った	その他	何も行わなかった	わからない	回答なし	回答者数
245 31.9	87 11.3	402 52.3	90 11.7	127 16.5	40 5.2	17 2.2	768 100.0

表11 何らかの活動を行ったと回答した団体の、他障害関係団体等との連携・協力の状況

他団体と連携・協力しながらすすめた	特に連携・協力はしなかった	特に連携・協力はしなかったが、資料送付等の情報提供は行った	その他	回答なし	合計
293 50.2	172 29.5	79 13.5	20 3.4	20 3.4	584 100.0

f. 計画に対し「十分に意見が反映された」「一部反映された」と回答した団体はあわせて61.8%で、「あまり反映されなかった」「まったく反映されなかった」はあわせて20.5%となっている。

表12 計画に対する評価（意見反映についての認識）

十分に反映された	一部反映された	あまり反映されなかった	まったく反映されなかった	どちらともいえない	わからない	回答なし	合計
92 12.0	383 49.9	111 14.5	47 6.1	54 7.0	61 7.9	20 2.6	768 100.0

475 61.8%

158 20.5%

g. 計画に関する自治体からの情報提供について、「説明会の席上、ろう者への通訳が用意されていた」(22.1%)、「わかりやすく解説された資料提供や、やさしくかみくだく読み手の派遣」(14.5%)など、何らかの配慮がなされていた団体が50.1%となっている。

一方、「何の配慮もなかった」と回答した団体も33.3%ある。

表13 計画に関する自治体からの情報提供における、コミュニケーション配慮の有無（複数回答）

ITなどで、誰もが情報入手できるようになっていた	点訳された資料があった	音声による説明のテープが用意されていた	拡大印刷された資料が用意されていた	説明会の席上、ろう者への通訳が用意されていた	わかりやすく解説された資料提供や、やさしくかみくだく読み手の派遣など	何の配慮もなかった	回答なし	回答者数
91 11.8	99 12.9	50 6.5	83 10.8	170 22.1	111 14.5	256 33.3	127 16.5	768 100.0

385 50.1%

h. 自治体と障害をもつ本人または家族との間での情報交換や協議の場について、「必要に応じたヒアリング」や「定期的な話し合い」「審議会への参加」など何らかの形で設定されていると回答した団体は70.0%となっている。また、「設定されていない」と回答した団体も15.6%ある。

表14 自治体との、情報交換や協議の場の状況（複数回答）

各種審議会 へ障害をも つ本人また は家族が委 員として参 加している	障害者団体 等との定期 的な話し合 いの場があ る	必要に応じて、 障害者をもつ 本人または家 族の個人や団 体に対してヒ アリングが行 われている	障害者団体 等が実際に 施策に関わ っているの で、常に連 絡調整が行 われている	その他	情報交換や 協議の場は 設定されて いない	わからない	回答なし	回答者数
313 32.6	325 33.9	326 34.0	218 22.7	70 7.3	150 15.6	71 7.4	66 6.9	959 100.0

672 70.0%

- i. 障害者施策をすすめる協議会または検討会が「設置されている」と回答した団体が50.5%、「設置されていない」が23.6%で、「わからない」と回答した団体も21.2%ある。

また、協議会または検討会に本人または家族が委員として参加していると回答した団体は80.9%となっている。参加した委員の立場は、本人が47.2%、家族が37.2%で、障害種別では、肢体不自由が44.9%、精神障害が31.8%、知的障害が29.5%となっている。

なお、計画策定委員会では、本人が46.9%、家族が38.7%で、障害種別では肢体不自由が41.0%、知的障害が32.9%、精神障害が29.9%で、傾向はほぼ一致している。

表15 障害者施策をすすめる協議会または検討会の設置状況

設置されている	設置されていない	わからない	回答なし	合計
485 50.5	226 23.6	203 21.2	45 4.7	959 100.0

▶ 表16 協議会または検討会への参加状況

参加している	参加していない	わからない	回答なし	合計
393 80.9	73 15.1	10 2.1	9 1.9	485 100.0

▶ 表17 委員の属性（立場）

本人	家族	本人と家族 両方	回答なし	合計
186 47.2	146 37.2	47 12.0	14 3.6	393 100.0

▶ 表18 委員の属性（障害種別）（複数回答）

肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	内部障害	知的障害	精神障害	その他	回答なし	回答者数
161 41.0	67 17.0	89 22.6	59 15.0	116 29.5	125 31.8	26 6.6	10 2.5	393 100.0

（朝比奈ミカ）

都道府県及び市区町村障害者計画策定に関する 自治体調査結果から

うえ だ ゆく み
上 田 征 三

1. 新「障害者基本計画」と「障害者プラン」について

「福祉計画」（または「社会福祉計画」）は、社会政策（social planning）を、第一義的には行政の責任として計画的・合理的に進めるもので、その政策の実現のための理念や目的、そして、具体的実施計画までの全部あるいは一部を含んだ「行政計画」といえる。

障害者分野の「福祉計画」は、1993年3月に障害者対策推進本部（関係19省庁で構成）が決定した「障害者対策に関する新長期計画」（国の「障害者基本計画」と、その「実施計画」で数値目標を掲げた「障害者プラン～ノーマライゼーション七か年戦略～」（1995.12、障害者対策推進本部、19省庁合意）であった。しかし、その計画は、地域生活支援の乏しさや精神障害分野の内容が薄い等の問題を残して今年度で終了し、新たな「障害者基本計画」（2002.12.24 閣議決定）と「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」（2002.12.24 障害者施策推進本部決定）が発表された。

その新計画にも、いくつかの要点が欠落しているといわざるを得ない。まず、「はじめに」や「基本的方針」の一部では、これまでの「ノーマライゼーション」等の理念や目標を継承したような文言になっているが、「重点的に取り組む課題」「分野別施策の基本的方向」等の内容では、それを具現化する法律や制度改正のことについてほとんど触れられておらず、基本的には現在の仕組みを徐々に修正していくというものにとどまっている。

また、具体的な項目については、目標としているサービス量がニーズ量を充分調査した上で積み上げられたものではなく、特に重要な地域生活支援の目標はきわめて不十分である。

以上のことをふまえて、今回の調査が目的とした、「全国の『障害者計画』がどこまで、どのように機能しているのかを点検、評価」、「計画自体を策定していない行政に対しては、計画策定への問題意識を喚起」、「障害者自身が、政策決定の場へ関わる道筋をつけ、評価指針として国際的基準を提示し、それらの周知を行う」と関連させて考えてみたい。

2. 都道府県障害者計画及び市区町村障害者計画の策定状況から

(1) 障害者計画の策定状況から

2003年3月末現在の「障害者計画」（ここでは、「基本計画」「実施計画」の両方か、または、どちらかの一方を指す）策定の主な概要を以下にまとめた（表1、表2）。その結果をまず、今回の市区町村の策定率でみると、回答自治体1,561のうち71.7%（1,119）がいずれかの計画を策定済としている。また、都道府県・政令指定都市59では「基本計画」は1998年3月末までに100%が策定済だが、「基本計画」に数値目標有は、50.1%（30）と低く、さらに、通常、数値目標が組み入れられるべき「実施計画」策定率は、2002年3月末でも55.9%（33）にとどまっている。

市区町村の策定率が低いことや数値目標がないといったことは以前から指摘されていたが（今回の調査では数値目標有は434自治体 32.7%）、まず、都道府県・政令指定都市が市区町村と積極的に連携し

て、「基本計画」と「実施計画」を策定し数値目標を掲げるべきである。

表1. 都道府県・指定都市障害者計画策定の概要
(2002. 3. 31現在：資料 内閣府編「平成14年版障害者白書」から)

計画の種類	対象数	策定済数	数値目標有	精神障害施策有
基本計画 (構成比：%)	59 100.0	59 100.0	30 50.1	59 100.0
実施計画 (構成比：%)	59 100.0	33 55.9	33 55.9	33 55.9

表2. 市区町村障害者計画の策定状況（資料：総理府及び内閣府から）

調査時点	対象市町村数	策定済み数	策定率%
1995年5月末	3,246	299	9.2
1996年4月末	3,243	334	10.3
1997年3月末	3,243	581	17.9
1998年3月末	3,243	1,079	33.3
1999年3月末	3,243	1,603	49.4
2000年3月末	3,240	2,058	63.5
2001年3月末	3,238	2,424	74.9
2002年3月末	3,234	2,706	83.7

今回の調査において「障害者計画」を策定していない自治体では、特に、町村については計画策定を困難にしているが、主な理由として「担当人員の不足」(43.5%)、「専門的人材に乏しい」(33.5%)等をあげている。しかし、このことは、単なる「財源不足」(31.0%)や、直接権限を有しない幅広い施策が関係したり、制度上障害種別にサービスを準備しなければならないといった理由ばかりではなく、何よりも、問題認識が乏しく取組む姿勢が問われているといわざるを得ないのではないだろうか。

(2) 障害者計画における当事者参加について

地方障害者施策推進協議会の設置は、13.3%（市区で25.4%、町村で7.4%）と非常に低かった。総理府の調査から、1999年3月末時点の調査結果をみると、都道府県・指定都市には全て障害者施策推進協議会が設置してあるものの（障害のある人は平均3人、委員数の約15%）、市区町村の場合、設置されているのはやはりわずかに16.3%であったが、今回の調査結果は、4年前よりも低くなっているという点は見過ごすことができない。

都道府県・指定都市、市区町村が、「障害者計画」を策定する際に「障害者基本法」第7条2の5で、「都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聞かなければならない。地方障害者施策推進協議会を設置している市町村が市町村障害者計画を策定する場合においても、同様とする。」と規定しているが、それを受けて設置している市町村の7割近くが「障害者計画」を策定済み（1998年3月末、総理府）で、協議会を設置していることが策定を促進してきたのではないかということが、以前から指摘されてきたにもかかわらず設置が進まなかったことは非常に問題である。

また、今回の調査では、地方障害者施策推進協議会の当事者委員の障害種別は、市区で「肢体不自由」、「聴覚・平衡機能障害」、「視覚障害」が10%台、それ以外は1けた台にとどまっているという低い結果が出ている。地方障害者施策推進協議会に知的障害者本人が入っているのは北海道、神奈川県、大阪市のみ（全日本手をつなぐ育成会 2002.10）という報告もあるが、知的障害や精神障害、その他の障害者が参画できるような協議会や委員会づくりが急務であろう。

(3) 障害者計画策定時の参考資料について

市区町村が、何を参考にしているかという結果を表3にまとめた。その結果、「都道府県障害者計画」「新長期計画・障害者プラン」を計画策定時に参考にした比率が高く、次に、「厚生省関係障害者プランの推進方策について」と「総理府『市町村障害者計画策定指針』」が続いた。しかし、「アジア太平洋107の目標」と「障害者の機会均等化に関する基準規則」（1993.12.20採択、以下「基準規則」）は非常に少なく、特に「基準規則」の認知度が低いことがわかる。北欧の多くの自治体が、1990年代の後半には、障害者計画の理念と目標をはっきりさせ、手順を踏んで策定できる、まさに道具として「基準規則」を活用し成果を上げていることが報告されているが、それは、行政はもちろんのこと当事者団体等が率先してその普及を図った結果ともいえる。

もともと、4割以上が参考にしたという「市町村障害者計画策定指針」（障害者対策推進本部、1995.5）には、「留意点」として「市町村の障害者計画を一中略一遅くとも平成8年度中に策定されることが望ましい」としていたが、その年度末の実際の策定率は、17.9%であったように、『絵に描いた餅』にならないようにしなければならない。

表3. 策定時の参考資料

		総理府「市町村障害者計画策定指針」	厚生省関係障害者プランの推進方策について	新長期計画・障害者プラン	都道府県の計画	他の都道府県・市町村の計画	障害者の機会均等化に関する基準規則	アジア太平洋障害者の十年107の目標	WHO国際障害分類	その他	回答なし	回答数計
合計	回答数	583	592	788	949	478	37	80	27	68	131	1,327
	%	43.9%	44.6%	59.4%	71.5%	36.0%	2.8%	6.0%	2.0%	5.1%	9.9%	100.0%

3. 障害者計画と今後の課題

(1) 現状分析

これまでの障害者計画に関わることを簡単に整理すると、以下の点があげられる。

- ① まず、地方自治体の「障害者計画」については、その策定を義務づけなかったことをあげなければならない。「老人福祉法」（第20条の8）や「老人保健法」（第46条の18）では、それぞれ「市町村老人福祉計画」「市町村老人保健計画」を一体のものとして作成するように義務づけたが、「障害者計画」では国への策定は義務づけたが、地方自治体には国の「障害者基本計画」（市町村は「都道府県計画」も）を基本にし、「地方の状況等を踏まえて策定するよう努めなければならない」としたのみである。
- ② 国と地方の問題であるが、地方分権への流れの中で、市区町村が現実にはたくさんの課題を抱えており、例えば、障害別の法体系はバラバラで、法体系や制度の一貫性のなさが障害者施策を余計に複雑にしている。その結果、「障害者計画」は策定義務化されていないこともあって、さらに、後まわしにされているといった状況ではないだろうか。
- ③ マンパワー不足のことだが、市区町村が障害者施策に取り組めるというような条件を整えるために、

国がどれほどの努力をしてきたかということである。地方自治体が、実施できる権限や機能を予算の裏付けをしたうえで執行できるように、大幅な改革をしなければ直接サービスを提供する機関等のマンパワーは強化されないだろう。地方自治体で策定が進まないのは、各地方自治体の努力も足りないかもしれないが、国は責任をもっと明確にし、積極的に策定支援をすべきだろう。

- ④ 新「障害者計画」でも、目標値が低く、しかも、その達成もおぼつかない項目がいくつか予想される。「地域生活支援」としながら、その施策は具体性に欠けその手だてが不十分である。

(2) 今後の重点課題

今後、障害者計画策定上の重点課題として、まず、以下の点を取りあげたい。

① ニーズ調査を

今回の調査では、市区町村の関心が極めて薄いことが改めて明らかになった。関心のなさが、実態把握の欠如となり、それをもとにいくら論議しても、理念や目標を実現する計画は策定されるはずがない。バリアフリーを進める上で重要な、公共交通や「まちづくり」などにかかわる障害者の利用に配慮した「生活環境整備状況実態調査」を実施したのは、市区町村で10%台という結果が出ている。現実にはできるできないだけでなく、総合的なニーズ調査をまず実施し、ニーズの総量について把握することが先決である。各自治体で積み上げることにより、都道府県レベルと国レベルの総量が一層明らかになるだろう。本来なら、それなくして国や都道府県や市区町村の「障害者計画」は成り立たないはずである。

② 新たな「市町村障害者計画策定指針」策定を

今回の調査では、「策定時の参考資料」を尋ねているが、このことは一体何を基準にして策定するかという段階で非常に重要になってくる。本調査の目的でもある「評価指針として国際的基準を提示し、それらの周知を行うこと」では、まず、「基準規則」の活用をあげるべきだろう。計画の理念や目的、計画への参加といったことに関する評価は数量としてあらわしにくいだが、「基本計画」と「実施計画」の土台となるものである。具体的には、「基準規則」では、かなりの部分でソーシャルプランニングに触れていて、例えば、「施策形成と計画立案」（規則14）や「障害を持つ人の組織」（規則18）で、「政府は、障害を持つ人、家族、権利擁護者の組織の結成と強化を経済的ならびに他の方法で奨励し、支援すべきで、障害を持つ人の役割には、方策の計画・実施・評価、社会の意識向上、変化の提唱」と明記している。

国連の、これまでの各宣言や条約はもとより、「基準規則」そして「アジア太平洋障害者の十年107の評価項目」（2002.12）、2002年10月の、これからの「十年」の行動計画である「びわこミレニアムフレームワーク」等の国際基準の理解を深め、計画策定の指針として活用できるための研修等の取り組みが必要である。また、以上の国際基準に則って、新「市町村障害者計画策定指針」を早急に策定しなければならないだろう。

③ 障害者施策の法改正と他の計画との統合を

「福祉計画」は、今日の経済政策と連動して、「行政計画」としての役割がますます大きくなってきているといえるだろう。また、地域の役割がますます大きくなると同時に、地方自治体の社会福祉政策の質を決めるといってもいい。

1990年6月には「老人福祉法等の一部を改正する法律」（福祉関係8法改正）で、「老人保健福祉計

画」の策定を義務づけたが、法律による総合的・本格的計画づくりは初めてといわれた。これは、1989年のゴールドプラン（在宅福祉三本柱）を追認・整備したもので、ゴールドプランの目標量を各自治体に配分するものであった。

また、2000年6月には「社会福祉法」が成立し、市区町村が「地域福祉計画」を、都道府県が「地域福祉支援計画」を策定することが定められた（2003.4.1施行）。「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針のあり方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」（2002.1.28、社会保障審議会福祉部会）では、「老人保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、児童育成計画、その他（まちづくり等）を総合したモデルを図示している」が、そのことがうまく機能すれば、「福祉でまちづくり」をする上で、非常にいい機会だといえるだろう。

ただ、法制化するまでの流れで、次第に曖昧化されたと思わざるを得ない点を見逃してはならない。つまり、「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」（1998.6.17、中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会）や「社会福祉基礎構造改革を進めるに当たって（追加意見）」（1998.12.8、中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会）等では、「地域福祉計画」についてかなり明確に述べられていたことが、「社会福祉法」の「地域福祉計画」規定では、非常に曖昧で、策定義務なのか努力義務なのかさえはっきりしなくなったのである。

しかしながら、今年4月から施行のその「地域福祉計画」策定を、各地域で当事者が参画してつくりあげることが、他の計画との調整や統合を必然的にせざるを得なくなるわけで、そのことによって、ニーズの総量が明らかになり、次にどのようなサービスが必要かが、初めてより意味のあるものとして検討されることになるだろう。その意味は非常に大きいといえる。

障害者計画と当事者団体の関係

かわ うち よし ひこ
川 内 美 彦

1. はじめに

障害者計画は、障害者基本法第7条の2によって求められている。

ここでは国に「障害者基本計画」を策定することを求めており、地方自治体には「都道府県障害者計画」および「市町村障害者計画」を策定するように求めているが、国については策定が義務化されているのに対し、都道府県や市町村に対しては「努めなければならない」という、いわゆる努力義務を求めているに過ぎない。

「都道府県障害者計画」は「当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」と定義づけられており、また「市町村障害者計画」は「当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」と定義づけられている。

本稿はこの障害者計画について、障害のある人の当事者団体、都道府県、市町村に対して、その策定の状況等をアンケート調査した結果に基づいている。

本稿でしばしば引用する「障害者計画に対する当事者団体の評価についてのアンケート調査」(本報告書 P.38参照、以下同じ)は全国1949の当事者団体に調査票を郵送し、959団体から回答を得た。回収率は49.2%である。

障害者計画はその自治体が障害のある人をどう扱うかを定めるものであり、障害者団体の諸活動のうちでも最も関心の高いものの一つであるべきだと思われるが、それにしてもこの回収率は私の予想よりは低いものであった。ちなみに並行して行われた自治体へのアンケートでは、都道府県・政令指定都市に対するアンケート (P.9参照)の回収率が94.9%、市町村に対するもの (P.18参照)は48.0%となっている。

自治体による回答について内閣府調査による自治体の人口規模分布と本調査におけるそれとを比較すると、人口規模2万人を境として、それ未満では本調査に回答した自治体の比率が人口規模分布の比率に比して少なく、それ以上では多くなっている (P.20参照)。これは人口規模の大きな自治体ほど熱心に回答していることを示しており、このようなアンケートに回答する体制がとられているかどうか人口規模と関連するのではないかと推測される。

当事者団体の約半数が本調査に回答しなかった理由も、同様の規模の問題があるのかもしれない。

2. 地元自治体の障害者計画についての認識と参加の状況

計画が策定されていると認識している当事者団体が80.1%あった (表1)。一方、市町村の85%が計画を策定していると回答している (表2) から、計画についての認識は両方で共有されているものと思われる。

表1：計画策定状況についての認識 (P.39参照)

策定されている	策定されていない	わからない、知らない	回答なし	合計
768 80.1	71 7.4	100 10.4	20 2.1	959 100.0

表2：行政区別・障害者計画の策定状況 (P. 参照)

		策定済	策定中	検討中	予定なし	回答なし	合計
市区	回答数 %	413 92.6%	23 5.2%	7 1.6%	3 0.7%	0 0.0%	446 100.0%
町村	回答数 %	706 63.3%	185 16.6%	151 13.5%	49 4.4%	24 2.2%	1,115 100.0%
合計	回答数 %	1,119 71.7%	208 13.3%	158 10.1%	52 3.3%	24 1.5%	1,561 100.0%
以後、計画策定に関する設問は、1,327自治体が回答		小計：1, 3 2 7		小計：2 1 0			

策定されていると認識している団体に聞くと、計画策定時の調査について、何らかの調査が実施されたと認識している当事者団体は69.4%あるが(表3)、市区町村で生活状況の実態調査を実施したと回答したところは75.1%あり(表4)、調査への認識は両者でほぼ共有されているものと思われる。

また計画策定時のヒアリングや懇談会について、実施されたと認識している当事者団体は66.7%あるが(表5)、市区町村で意見聴取の機会を設けたのは53.3%である(表7)。

アンケートに回答した当事者団体は959、市区町村は1552であるから、認識している比率が必ずしも両者で一致するとは限らないが、ヒアリングや懇談会に出席したと回答している当事者団体が85.9%(表6)という高率であることは、当事者は意見表明をしたがっているし、意見聴取の機会が設けられれば高い参加意識を持っているということを示しているといえよう。

表3：調査実施についての認識(複数回答)(P.40参照)

一般住民も含めたサービスの利用意向調査が実施された	実際のサービス利用対象となる人への生活状況の実態調査が実施された	障害者の利用に配慮した生活環境整備状況(公共交通など)の実態調査が実施された	その他	いずれについても実施されなかった	わからない	回答なし	回答者数
170 22.1	321 41.8	235 30.6	81 10.5	98 12.8	99 12.9	38 4.9	768 100.0

533 69.4%

表4：実施した調査の内容（出典：P.28参照）

		一般住民も含めたサービスの利用意向調査	利用対象者の生活実態調査	生活環境整備状況実態調査	その他	合計
市区	回答数 %	110 30.6%	285 79.4%	45 12.5%	16 4.5%	359 100.0%
町村	回答数 %	182 28.1%	471 72.8%	87 13.4%	40 6.2%	647 100.0%
合計	回答数 %	292 29.0%	756 75.1%	132 13.1%	56 5.6%	1,006 100.0%

* Q 6で調査を行ったと回答した1006自治体への設問

表5：計画策定時の障害者団体に対するヒアリングや懇談会についての認識（P.40参照）

実施された	実施されなかった	わからない	回答なし	合計
512 66.7	161 21.0	87 11.3	8 1.0	768 100.0

→ 表6：ヒアリングや懇談会への出席

出席した	出席しなかった	回答なし	合計
440 85.9	63 12.3	9 1.8	512 100.0

表7：調査票作成前の障害者への意見聴取の機会（出典：P.29参照）

		設けた	設けなかった	回答なし	合計
市区	回答数 %	240 66.9%	111 30.9%	8 2.2%	359 100.0%
町村	回答数 %	296 45.7%	323 49.9%	28 4.3%	647 100.0%
合計	回答数 %	536 53.3%	434 43.1%	36 3.6%	1,006 100.0%

* Q 6で調査を実施したと回答した1006自治体への設問

3. 計画策定委員会への参加

自治体の当事者委員数は市区で993人、町村で1603人、計2596人である。一方障害者計画を「策定した」あるいは「策定中」と答えた自治体は、市区で436、町村で891であるから（P.24参照）、1自治体あたりの当事者委員数（※1）は表8のようになる。

表8：自治体あたりの当事者委員数

	策定・策定中	当事者委員数	(※1)
市区	436	993	2.28人
町村	891	1603	1.80人
全体	1327	2596	1.96人

この表を見ると、市区部のほうが、町村部よりも当事者委員を多く入れていることが分かるが、それにしても障害者計画の当事者が2人程度しか委員として入っていないというのは、誰のための計画かを考えると、あまりにも少ないといわざるを得ない。

障害は多様であり、それぞれに直面する問題やニーズは異なっているという理解が十分にあれば、もう少し当事者委員数を増やさなければならないということが自明であろうと思われるが、このあたりの自治体の姿勢には首を傾げざるを得ない。

当事者側へのアンケート調査によると、計画策定委員会へ本人または家族が委員として参加したと回答したのは501団体、65.2% (表9)。計画への働きかけを行った団体 (後述) が76%に上っていることと比較すると、やはり自治体にはもう少し当事者委員の重要性を認識していただきたいものである。

表9：計画策定委員会への参加状況 (P.40参照)

参加した	参加しなかった	わからない	回答なし	合計
501 65.2	156 20.3	89 11.6	22 2.9	768 100.0

4. 計画に対しての働きかけ

障害者計画へ働きかけを行ったと回答した当事者団体が76%に上っており (表10)、これはヒアリングや懇談会への出席率に表れた高い参加意欲にも関連していようが、当事者団体の活発な動きを表している。しかしながら意見が反映されたと回答した団体は61.8%に留まっている。(表11)

本アンケート調査では、働きかけた結果として意見が反映されたのかどうかはわからないが、障害者計画が障害のある人の生活に大きな影響を及ぼすにもかかわらず、当事者の意見が十分反映されていないのでは、何のための障害者計画なのかといわざるを得ない。

表10：障害者計画への団体からの働きかけの状況 (複数回答) (P.41参照)

学習活動を行った	委員会の傍聴を行った	要望書の提出や行政交渉を行った	その他	何も行わなかった	わからない	回答なし	回答者数
245 31.9	87 11.3	402 52.3	90 11.7	127 16.5	40 5.2	17 2.2	768 100.0

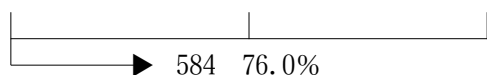


表11：計画に対する評価（意見反映についての認識）（P.41参照）

十分に反映された	一部反映された	あまり反映されなかった	まったく反映されなかった	どちらともいえない	わからない	回答なし	合計
92 12.0	383 49.9	111 14.5	47 6.1	54 7.0	61 7.9	20 2.6	768 100.0
475 61.8%		158 20.5%					

5. 情報保障

計画に関する自治体からの情報提供について、コミュニケーションに配慮されていたと回答した団体は、およそ半分の49.8%（表12）。これは明らかに低い。

情報保障の内容については、典型的な手話通訳や点訳資料のほか、音声テープや拡大印刷によって資料が用意されていたり、ITによって広く公開されるなど、その方法がニーズに応じて多様化していることが伺える。特筆すべきはわかりやすく解説された資料提供や、やさしくかみくだく読み手の派遣などこれまで見落とされがちだった配慮が結構行われていることである。その一方で、何の配慮もなかったと回答した団体が33.3%もあり（表12）、自治体ごとの格差を感じる。たとえ委員にそのような配慮が必要な人がいなかったとしても、ITによる公開などはなされるべきであるし、コミュニケーションへの配慮が必要な人が委員にいないこと自体が不自然な委員構成ではないかと思われる。

表12：計画に関する自治体からの情報提供における、コミュニケーション配慮の有無（複数回答）（P.41参照）

ITなどで、誰もが情報入手できるようになっていた	点訳された資料があった	音声による説明のテープが用意されていた	拡大印刷された資料が用意されていた	説明会の席上、ろう者への通訳が用意されていた	わかりやすく解説された資料提供や、やさしくかみくだく読み手の派遣など	何の配慮もなかった	回答なし	回答者数
91 11.8	99 12.9	50 6.5	83 10.8	170 22.1	111 14.5	256 33.3	127 16.5	768 100.0
385 50.1%								

6. 自治体とのパイプ

自治体との情報交換や協議の場について、何らかの形で設置されているとの回答が70.0%ある（表13）ことから見ると、このアンケートに回答した中ではかなりの団体が自治体とのパイプを持っていることになる。そのわりに上記の情報保障の悪さが気になるが、多様な手段による情報保障が常識となり、それに対してきちんと予算が準備されるようになるまで、当事者団体としては働きかけを継続する必要がある。

問題はこの情報交換や協議の場が常設のものであり、臨機応変に開催されているかというところにあり、それを可能にするには、行政側から必要な情報が十分に提供されることで参加者の誰もが同じ基礎知識をもつことができる環境が必要である。

情報交換や協議の場という形式よりも、そこで何が議論され、それがどう活用されていくかという実質のほうが重要であり、その実質が確保されていくことを求め続けていく活動を止めてはならないだろうと思う。

表13：自治体との、情報交換や協議の場の状況（複数回答）（P.42参照）

各種審議会へ障害をもつ本人または家族が委員として参加している	障害者団体等との定期的な話し合いの場がある	必要に応じて、障害をもつ本人または家族の個人や団体に対してヒアリングが行われている	障害者団体等が実際に施策に関わっているため、常に連絡調整が行われている	その他	情報交換や協議の場は設定されていない	わからない	回答なし	回答者数
313 32.6	325 33.9	326 34.0	218 22.7	70 7.3	150 15.6	71 7.4	66 6.9	959 100.0

672 70.0%

7. 地方障害者施策推進協議会の設置状況

地方障害者施策推進協議会は障害者基本法第27条によって定められた機関であり、都道府県と政令指定都市に設置が求められている。

都道府県と政令指定都市に置かれる地方障害者施策推進協議会は、下記の事務をつかさどるとされている。

1. 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。
2. 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

また市町村は、地方障害者施策推進協議会を置くことができるとされていて、その設置は市町村の任意となっている。市町村の障害者施策推進協議会の役割は、下記のように述べられている。

「当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議させる」。

障害者基本法第7条の2、第5項では、都道府県および政令指定都市に対して、「都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない」と求めており、市町村に対しても、地方障害者施策推進協議会を設置している場合には同様のことを求めている。つまり地方自治体が障害者計画を策定する際には、この障害者施策推進協議会の役割が非常に大きいのである。

地方障害者施策推進協議会の設置状況について市区町村調査では、その設置が任意であるということのためか、13.3%ときわめて低いレベルに留まっている（表14）。

その内訳として、条例により設置しているのが3.5%、条例はないが設置しているところが9.8%となっている（表14）。地方障害者施策推進協議会は前述のように計画の策定に大きな影響力を持つとともに、施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議するという、モニタリングの役割を持っており、これなくしては計画の効果が検証できないはずだが、それが設置されていない、されているとしても条例に定められていないという極めて不安定なよりどころの基に設置されているというのは理解しがたい。計画は作ることだけが目的ではないはずだ。

ここで不思議なのは当事者側の認識で、障害者施策をすすめる協議会または検討会が設置されていると回答した団体が50.5%に上っており（表15）、市区町村調査と大きなズレを見せている。

質問の表現が異なっているため、何らかの誤解が生じている可能性があり、これ以上のことは言及できないが、この協議会の役割やその存在について、当事者側が何らかの誤解をしている可能性も考えられる。

表14：地方障害者施策推進協議会の設置状況（P.32参照）

		条例により設置	条例はないが設置	設置を準備	設置していない	回答なし	政令指定都市	合計
市区	回答数 %	35 8.0%	76 17.4%	13 3.0%	290 66.5%	13 3.0%	9 2.1%	436 100.0%
町村	回答数 %	12 1.3%	54 6.1%	13 1.5%	700 78.6%	112 12.6%	0 0.0%	891 100.0%
合計	回答数 %	47 3.5%	130 9.8%	26 2.0%	990 74.6%	125 9.4%	9 0.7%	1,327 100.0%

表15：障害者施策をすすめる協議会または検討会の設置状況（P.42参照）

設置されている	設置されていない	わからない	回答なし	合計
485 50.5	226 23.6	203 21.2	45 4.7	959 100.0

→ 表16：協議会または検討会への参加状況（同上）

参加している	参加していない	わからない	回答なし	合計
393 80.9	73 15.1	10 2.1	9 1.9	485 100.0

8. まとめ

障害者計画は都道府県にしても市町村にしても、「障害者のための施策に関する基本的な計画」である。しかしながらこの重要な計画の策定が地方自治体では任意であるということ自体にボタンの掛け違いがあるように思われる。

本稿で何度も指摘したように、誰のための障害者計画なのかという視点が確立されていないと、ボタンの掛け違いにも気づかないことになる。

ここで気になるのは、障害者計画は障害者基本法で定められているという点である。

障害者基本法はその第1条で「この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする」と書かれており、あくまでも行政側の立場で作られた法律であるということができる。

このことは同法第27条によって定められた地方障害者施策推進協議会の目的でも色濃く示されていて、同協議会の役割の一つは都道府県、市町村とも、「障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する」とされている。

障害者基本法がこのような基本姿勢である限り、障害者計画は行政主導であり、当事者はあくまでも意見を述べるお客様としての扱いに留まる可能性がある。参加から参画へという流れを受けて、障害のある当事者がいかに政策決定に関与していくかが問われているという時代背景の中で、当事者を主体とした考え方で法体系を再検討する必要があるのではないだろうか。

参画については上記のように、現行の法的枠組みの中では基本的な問題があると思われるが、それにしても当事者は発言しないわけにはいかない。より多様な障害当事者を巻き込みながら、各種の委員会に委員として関与できる者はもちろんのこと、関与できない者も様々な手段によってその意見を表明していく必要がある。幸い今は、電話、ファックス、郵便、電子メールなど多様な意思伝達手段があるので、自分に適した方法が選択できる。行政側に望むのは、徹底した情報公開と、パブリック・コメントなどの当事者が意見表明できる機会の設定、寄せられた意見に対する丁寧な返答を公開で行うこと、作りっぱなしではなく将来に向かって計画や制度を改善していく仕組みの構築などである。(なおこれは、どの案件についても行政システムとして定着させる必要がある。)

計画策定も重要ではあるが、計画がきちんと実行されるかどうかの方がより重要であることは論を待たない。実施状況を含めた更なる検証と、それに基づいた改善が継続されることが必要である。

市町村障害者計画の策定状況について

いわ さき しん や
岩 崎 晋 也

市町村の障害者計画の策定状況については、年々策定率が上昇しているとはいえ、人口規模の小さい自治体、とりわけ町村自治体において策定率が低いことは、内閣府の調査からも指摘されていたことである（2002年3月末現在の町村策定率80.2%）。

今回の調査では、その策定していない自治体の策定困難な要因を調査している点が重要である。本報告書で分析しているように、「担当人員の不足」、「現状の施策で対応が可能」、「専門的人材に乏しい」、「障害者の数が少なくニーズを把握しにくい」などの要因が上位に来ている。しかしこの現状を受け入れるのではなく、未策定の自治体でも障害者計画の策定を行うためにはいかなる働きかけが必要なのだろうか。

第1に、「担当人員の不足」や「専門的人材に乏しい」という要因は、小規模の自治体であればあるほど現実的な問題と言える。予算措置が十分でない中で地方分権化の促進が行われている中、介護保険、支援費制度への移行など、福祉関連の市町村の自治体事務は近年飛躍的に増加している。そうした中で、計画策定まで手が回らないというのは正直な回答かもしれない。しかし障害をもつ人にとってみれば、市町村に権限が委譲されている状況だからこそ、自分の住んでいる市町村がいかなる施策の方針をもつかが、生活に密接な問題となっていることは言うまでもない。

この要因に対しては、本報告書の「IV-1. 調査結果からみえてきた課題」でも指摘することになるが、障害をもつ当事者が計画策定に関わるという方向性が考えられる。ただし、行政に対して要求を突きつけることと、計画策定に責任を持って加わることは意味が違う。障害をもつ当事者が行政から信頼されるパートナーとなることが求められているのだ。このことは要求活動を一切しないで、行政の要望どおりに仕事をすることを意味するわけではない。それぞれの立場の違いや置かれている状況を相互に理解しあう中で、現実的な施策にしていくことが求められている。

さらに市町村を単位とする施策では、障害をもつ人のみを対象とした施策よりも、高齢者や、児童、さらには地域住民一般を対象とする複合的な施策の方が効率的な場合がある。実際障害者計画を策定している自治体でも、障害者計画を単独の計画というよりは、地域福祉計画の一領域として、他の計画と関連づけている自治体が多いのではないだろうか。そういう意味では、信頼されるパートナーとは、単に障害担当の行政部局から信頼されるだけでなく、地域住民の一員として地域福祉全般の施策との関連に目配りをし、住民からも信頼される策定委員であることが求められる場合も少なくないのではないだろうか。

障害をもつ当事者が地域福祉全般に関心をもち、地域のいろいろな関係者が相互につながりを持つことは、結果として、障害をもつ人はもとより、多くの住民にとって住みやすい街づくりにつながると思う。

第2に、「現状の施策で対応が可能」や「障害者の数が少なくニーズの把握がしにくい」という要因の方が、私には深刻な問題だと思える。確かに、とても人口が少ない自治体では、1人1人のニーズが個人名で把握されており、不特定の人を対象に、集合的なニーズを把握して設計する計画をあえて立てなくてもよいという自治体もあるかもしれない。しかしこの要因を挙げた自治体の大半は、ある程度の人口規模を有しており、住民1人1人のニーズが個人名で把握されているとは思えないのだ。こうした要因を挙げた自治体は、障害をもつ人の特別なニーズを把握することもなく、単に国が示す事業を最低限実施するにとどまっている可能性がある。そして、障害をもつ当事者の状況を見ても、1人1人のニーズを訴える組織も場もなく、孤立している可能性もあるのではないだろうか。逆にこうした状況だからこそ、行政に「現状のままでよい」、「二

ーズが把握できない」と回答させる結果になったとも考えられる。

障害をもつ人へのサービスの権限を市町村に委譲することは、地域福祉の観点からは望ましいことであるが、もっとも懸念されるのは、サービスの地域間格差である。そしてそれを生み出す一つの要因が、障害者団体の運動力の地域間格差とも言えるのではないだろうか（もちろん行政の姿勢や財政力の違いなどがより重要な要因だが）。

障害者団体の今後の課題として、自らの市町村だけではなく、地域ブロックや都道府県単位での連携と支援がこれまで以上に重要となってくると思う。

最後に、既に計画を策定しているところの見直しについて、特に「予定なし」と回答している自治体（市区19.3%、町村28.3%）の問題について触れたいと思う。本報告書では、計画策定年次とのクロス集計がなされていないのだが、来年度の支援費制度への移行、今年精神障害者の地域生活支援の市町村移管など、近年の激動する障害者施策に策定年次の古い計画が対応できているとは思えない。

また、策定年次が比較的最近の計画であっても、見直しの予定がないと回答した自治体については、計画のモニタリングがきちんと行われているか、チェックする必要がある。一旦計画を立てたら見直しをしないで実施し続けられる計画だとすると、運用する行政の硬直化はもとより、計画の内容自体がよほど抽象的で空虚な内容ではないかとの疑いが発生する。計画は、計画を策定したところで終わるのではなく、計画をどのように実施するのかの方が重要である。計画を策定したから行政責任は果たしたと言わせないために、障害者団体が積極的に計画の内容のチェックとモニタリングを行うことが求められていると言える。

都道府県・政令指定都市障害者計画における数値目標について

お ざわ あつし
小 澤 温

数値目標は、数値目標値自体が利用者数や利用者のニーズからみて妥当性があるかどうかの検討がまず必要だが、具体的な施策の達成評価の指標としては重要である。

数値目標の有無については、85%以上の項目では、知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）、精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）、知的障害者通所授産施設、精神障害者生活訓練施設（援護寮）、身体障害者日帰り介護、身体障害者療護施設、知的障害者更生施設、があげられる。逆に、60%以下の項目では、身体障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、小規模作業所に対する助成、精神障害者社会適応訓練事業、精神科デイケア施設の整備、があげられる。知的障害者、精神障害者のグループホームでは85%以上の自治体が数値目標を掲げているのに対して、身体障害者の福祉ホームでは60%以下の自治体しか数値目標を掲げていないことについては、現実の整備数の少なさや整備の困難さなどが予想されて数値目標化を躊躇していることも考えられる。同様のことは、精神障害者福祉工場についても考えられる。

数値目標の設定方法だが、「従来の施策の延長線上で設定した」で25%以上の項目は、知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）、精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）、身体障害者通所授産施設、精神障害者授産施設、市町村障害者生活支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業、精神障害者地域生活支援事業、精神障害者生活訓練施設（援護寮）、身体障害者療護施設、知的障害者更生施設、があげられる。これに対して、「実際のサービス利用対象となる人への生活状況の実態調査に基づいて算出した」で25%以上の項目は、身体障害者通所授産施設、知的障害者通所授産施設、訪問介護（ホームヘルパー）、短期入所（ショートステイ）、身体障害者日帰り介護、があげられる。つまり、「実際のサービス利用対象となる人への生活状況の実態調査に基づいて算出した」数値目標は、在宅サービス3本柱（ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス）を除いてあまりなく、ほとんどの場合は、「従来の施策の延長線上で設定した」ことが考えられる。本来ならば、すべての項目で生活状況の実態調査を十分踏まえて数値目標を設定する必要があると思うが、そのような実態調査を十分踏まえる余裕がないまま数値目標を設定したことが考えられる。「住民や障害者団体からの要望に基づいて設定した」は、すべての項目で10%未満であり、住民や障害者団体の政策立案、計画策定のための運動のあり方を今後検討する必要がある。

「障害者計画に対する当事者団体の評価についてのアンケート調査」 結果報告について

ふくしま さとし
福 島 智

1. 調査の性格と調査対象の概要

本調査の目的は、第1に、全国各自治体の障害者計画策定に関する障害者当事者団体の認知の状況の把握であり、第2に、障害者計画策定・実施における、障害者当事者団体の参加の状況の把握である。

調査票を郵送した対象は、全国1949団体で、日常的に活動している自治体を1カ所特定して回答を依頼している。そのうち、回答のあった団体は959で、回収率は49.2パーセントである。ほぼ5割の回収率だが、全国の1000近い障害者団体の回答がえられたことは意義深い。

対象団体の属性は、会員数が100名以下の小さな団体が48.4パーセント、101～500名が、28.3パーセントである。

なお、「障害者当事者団体」の定義をどうとらえるかが問題である。たとえば、身体障害者に限れば、「本人が参加する団体」が回答した団体の60.8パーセントだが、回答した団体の64.0パーセントは、複数の属性（立場・障害種別）の人が参加して活動している。つまり、「家族」、「専門職」、「その他」（友人・ボランティア等か？）といった「障害者本人」ではない人も少なからず含まれている、という状況をまず認識すべきである。

2. 地元自治体の障害者計画についての認識と参画の状況

障害者計画が策定されていると認識している団体が80.1パーセント（自治体調査では、85パーセントが策定）と、認識度が低くはないものの、一方で、「わからない、知らない」と回答した団体も10.4パーセントあることは見逃せない。同様に、計画策定時の調査について、「何らかの調査が実施されたと認識している団体」は69.4パーセントだが、1割強が、「分からない」、「回答なし」であることは注意すべきだろう。こうした傾向は、「計画策定時の、障害者団体に対するヒアリングや懇談会についての認識」に関する質問への回答にも見受けられる。

すなわち、「障害者計画」への感心は概ね高いとはいえ、必ずしも把握・認識していない団体も一部には確かに存在する、ということである。その原因・理由として、後述する情報・コミュニケーションへの配慮の欠如が関連していると思われる。

また、より厳密に、障害者計画策定にあたって、「実際のサービス利用対象となる人への生活状況の実態調査を実施した」と回答したのは、同じ質問に対して、自治体調査では70パーセント以上であったにもかかわらず、当事者団体は、41.8パーセントにとどまっており、かなりの認識のずれがうかがえる。

次に、計画策定作業への本人、家族の参画状況である。まず、「計画策定委員会に本人または家族が委員として参加した」と回答したのは65.2パーセントであり、これは一見高率のように思えるが、そうではないだろう。「参加しなかった」が2割、「分からない」が1割存在することに注目すべきである。つまり、障害者計画策定過程において、3割前後の策定委員会は、「障害者本人ではなく、その家族でもない」メンバーのみで構成されていた、という状況に留意すべきである。

計画に対しての働きかけは、76.0パーセントが何らかの働きかけを行ったと回答したものの、働きかけを何も行わなかったと回答した団体も16.5パーセントある。

その結果、計画に対し意見が反映されたと回答した団体は、61.8パーセントあるものの、「どちらとも言えない」や「分からない」を含め、否定的な全体の評価が4割近く存在する事実は、深刻にうけとめるべきである。

続いて、計画に関する自治体からの情報提供についてである。

「コミュニケーションに配慮されていた」と回答した団体は、50.1パーセントで、半数にとどまっている点が問題だ。明確に、「何の配慮もなかった」と回答した団体も33.3パーセントある。より具体的にみると、さらにその深刻な状況がうかびあがる。たとえば、次のようである。

「ITなどで、誰もが情報入手できるようになっていた」、「点訳された資料があった」、「拡大印刷された資料が用意されていた」は、いずれも1割程度である。

「説明会の席上、ろう者への通訳が用意されていた」が22.1パーセント、「わかりやすく解説された資料提供や、やさしくかみくだく読み手の派遣など」が14.5パーセント、「音声による説明のテープが用意されていた」にいたっては、わずか6パーセントしかない。

たとえ優れた内容の障害者計画が策定されたとしても、その計画に関する情報提供が適切になされていなければ、なんの意味もない。今後、この情報・コミュニケーション面での配慮、対応がいつそう求められるだろう。

3. 今後の障害者施策の推進

さて、最後に、計画策定後の障害者施策推進について、考える。

障害者施策をすすめる協議会または検討会が設置されていると回答した団体は50.5パーセントにとどまっており、「わからない」と回答した団体も21.2パーセントある。

協議会または検討会に本人または家族が委員として参加していると回答した団体は80.9パーセントだが、もともと半数の団体しか「設置されている」と回答していない、という事実を勘案すれば、けっして十分とは言えない。

以上をもとに今後の市町村における障害者施策推進にむけての課題を整理すると、概ね次の4点になるだろう。

- 1、当事者、それも障害者本人の参画の制度的推進。
- 2、障害者計画をはじめ、市町村の施策全般について、情報・コミュニケーションのバリアフリー化をはかる。とくに、視覚障害者への情報保障、知的障害者への「分かりやすい内容説明」、文章力にハンディのあるろう者への手話での情報提供などが重要である。
- 3、行政と当事者の相互コミュニケーションの活発化。たんに計画の策定にとどまるのではなく、行政と当事者との日常的なコミュニケーションと議論を通じて、計画を生きた施策にしていくためには、常に改正・革新しつづけることが必要である。
- 4、身体障害者だけでなく、知的障害者、精神障害者の本人参加を当事者の政策立案過程に明確に位置付けていく必要がある。

「障害者施策推進フォーラム協議会」の活動報告について

キャンペーン委員 もり 森 ゆう 祐 し 司

この事業の着目すべき点は、DPI 日本会議を中心とした障害者福祉の専門家による評価委員会が、「市町村障害者計画」「欠格条項」の詳細な調査を行い、その調査結果を活用して障害当事者団体である障害者社会参加推進センターが全国レベルでキャンペーン活動・要望活動を展開したことにある。

そもそも社会参加推進センターは、平成10年、厚生省（当時）の指導により、障害者の社会参加促進施策を総合的かつ効果的に推進するため、3障害（身体、知的、精神）共通の事業推進組織として設立され、障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立と社会参加を推進することを目的として、各都道府県・政令指定都市に設置されたものである。

この障害者社会参加推進センターを中心に障害者団体による「障害者施策推進フォーラム協議会」の設立が進められ、最終的に34団体が「障害当事者の社会への参加・統合・人権」という視点で決議書や要望書を作成し、内閣総理大臣の挨拶文を添え、知事・市区町村長・各障害福祉課等に要望活動を行った。

この取り組みにおいて重要なことは、障害種別・障害者団体にとらわれず、障害者当事者団体が地方レベルで一致団結を行い、活動したことであり、各地域の新聞等に大きく取り上げられている。

そしてこの事業のもう一つの大きな特色として、平成14年1月、厚生労働省障害保健福祉部が各都道府県・政令指定都市の障害保健福祉課へ支援と協力を呼びかけの文章を障害保健福祉部社会参加推進室長名で発信され、また、平成14年7月、「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム八代英太組織委員長が、小泉内閣総理大臣より、全国の都道府県知事、市区町村長に向けた、障害者施策推進に関する挨拶文（「メッセージ」）を受取り、これを一つの旗印とすることができたことにある。

今回の調査により、障害者団体のさまざまな問題が浮き彫りになったが、障害者団体の存在意義も今まで以上に明確になったと思われる。この調査結果を真摯に受止め、これらの問題を解決していきたいと考えている。また、「障害者施策推進フォーラム協議会」が活動した今回の行動は、これが終わりではなく、これがはじまりであるとの認識に立ち、「新・アジア太平洋障害者の十年」に向け、積極的に取り組んでいきたいと考えている。